

第 9 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 7 月 2 2 日（火）

場所：J I C A 地球ひろば 講堂

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
早水 輝好	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部企画課長
杉本 聡	JBIC 環境審査室第二班課長
熊代 輝義	JICA 審査室準備室次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎	JBIC 開発業務部業務課長
岡崎 克彦	JBIC 環境審査室室長
植嶋 卓巳	JICA 企画部次長

午後 2 時 0 0 分 開会

開 会

原科座長 それでは、2 時になりましたので始めたいと思います。

暑い日が続きますが、きょうはちょっと時間が長くなります。通常 3 時間やっておりましたが、今回は 4 時間になります。スケジュールが大変厳しゅうございまして、10 月からの発足に間に合わせるといことで頑張っまいましたけれども、なかなか難しいといことです。少なくとも 10 月に入る前、9 月いっぱいには我々としては中間報告といことでもとめたいといこと、前回そういうことの方針が決まりましたけれども、中身をどうするかといことになります。その後の作業を考えますと、ガイドラインの枠組みについてもある程度書いた方がいいような感じもいたします。

私、手元に、今から 7 年前になりますか、2001 年 9 月に前回の改訂委員会でやりました提言を持ってまいりました。いや、2003 年 9 月、5 年前ですね。7 年前は国際協力銀行の方でした。あちらもおつき合いをしたのでちょっと混同してしまいましたが、2003 年 9 月です。この中を見ますと、ここの段階では実際の業務のフローもしっかり載っていまして、これをもとに具体的なガイドラインの中身についてもほとんど枠組みを書いております。そういう段取りをとりましても提言の提出に半年かかっております。です

から、これを9月いっぱいでもし今回出せれば、それで最大頑張って来年の4月という、これが実際のな具体的に可能なスケジュールだと思うのです。ですから、中間報告といいましても、ガイドラインの枠組みがある程度示せるような形にしたいと思います。

そこで議論を進めますが、まず議論に入ります前に若干御紹介をしたいと思います。「Newsletter」という英語のものをごらんください。これはきょうの議論にかかわりますので申し上げます。International Association for Impact Assessment、国際影響評価学会という学会で私が5月から会長になったことは前に御紹介いたしましたけれども、そのときに会長あいさつをしました。就任演説ということになりますけれども、その内容を「Newsletter」に書きました。裏側に、From the President、会長からということで、Impact Assessment for Creating a Sustainable World ということで書いてございます。これを見ていただきたいのですが、まさに環境アセスメントは環境社会配慮のための重要な手段ですけれども、sustainable world をつくるための重要な手段だということでございます。縷々書いてございます。学会でございますので学会活動に対する議論をしておりますけれども、この学会は、この問題に対する国際的な、グローバルなフォーラムになろうということでございます。そういうことで活動しておりますが、特に大事なことは、4番目のパラグラフ、「Lastly」と書いてあるところです。I would like to stress ethics、私は特に倫理のことを強調したいと。We passed the Code of Conduct、これは行動規範ですね。to be signed voluntarily by self- ascribed professional members of IAIA。self- ascribed というのは自己責任をとるような専門家です。つまり、専門家としての倫理をしっかり持っていただきたい。環境社会配慮というのはまさにそこなんです。きちんとした専門家として判断をして、まさに賢明な判断のための情報提供です、これを支援するのだということです。我々は環境社会配慮ガイドラインをつくるのもそういった趣旨で進めることでございますから、そのことを改めて御確認いただきたいと思ひましてこれを用意いたしました。ぜひお読みいただきたいと思います。

そんなことで進めたいと思います。

そこできょうの議論に入りますが、その前に、前回御質問をいただきましたが、それに対する回答ということで事務局に用意していただきました。福田委員からの御質問だと思いますが、これに対してお願いいたします。前回の御質問と御回答とあわせて御説明ください。

事務局（熊代） 前回、福田委員から御質問いただいた点は2点ございまして、ローリ

ングプランはだれのものかというのと、協力準備調査を開始する前にどのようなことを検討するのかという2点であったと思います。

1点目のローリングプランのクレジットというか、だれのものかという話は、実は北村委員から御回答いただくと思ってお話をしていたのですが、まだ来られておられないようなので、北村委員が来られてから御回答いただくと考えております。

2点目の、協力準備調査を行うかどうかということは何をもって決めるのかという質問については、協力準備調査はいろいろなケースがあり得るのですが、行うかどうかということにつきましては、基本的には相手側の開発計画がどんなものかとか、日本のその国に対する政策とかJICAの方針に対象案件が合致しているかというようなことを踏まえて協力準備調査を実施するかどうかを決定します。より細かく言えば、相手側の開発計画ということについては、相手側の開発計画の現状はどんなものかとか、それに対して相手側がどのように取り組もうとしているかとか、日本の政策ということであれば、その国に対してはどのようなものが重点分野であるかとか、対象案件であれば、事業効果はどうかとか、そういうものを勘案して、それに関連する協力準備調査を実施するかどうかを決定するというように考えております。

北村委員、申しわけないですが、きょうの論点整理を始める前に、前回、福田委員から御質問のあった2点についての御回答ということで、ローリングプランのクレジットはだれかというようなことについては北村委員から御回答いただいた方がいいのではないかと考えておりますので、来られたばかりで申しわけないのですが、よろしく願いしたいと思います。

原科座長 到着したばかりですが、よろしいですか。ローリングプランはだれのものか。

北村委員 おくれて参りまして申しわけございません。外務省の北村でございますが、今の御質問につきましては、基本的にこの前とりあえずということでお答えしたとおりでございます。すなわち、基本的には現地のODAタスクフォースで原案をつくるものですが、最終的にそれがだれの責任かということであれば、当然ODAを所掌している外務省の責任の文書ということでお考えいただければ結構でございます。

原科座長 今回の御回答でよろしいですか。

福田委員 ローリングプランの件については了解しました。

2番目の協力準備調査の意思決定に至るプロセスですが、私たちがこれから議論させていただこうとしている内容との関係では、もう少し具体的に、JICAの中でどのような

情報に基づき、どういう文章が作成され、それはだれが決裁するのか、それからTORの案の作成がそれとどのような関係にあるのか、前後関係あるいは作成される文書との関係でどのような関係にあるのかということをお知らせいただくと今後の議論の参考になるかなと思います。

JICA（植嶋） 細かい手続につきましては現在策定中でございますので、また追ってきちんとした形で御説明したいと思いますが、今考えておりますところを簡単にお話しいたします。

恐らく協力準備調査を実施するという判断と協力準備調査のTORをどうするかというのは別物とまず考えていただいた方がいいのかなと思います。それから、前回の議事録しか見せていただけていないので正しいかどうかわかりませんが、協力準備調査のTORに関する御質問の背景には調査の設計の段階でボタンの掛け違いがあると実施の段階でいろいろと問題になる、したがって協力準備調査のTORを作成する段階でもいろいろと御意見を言いたいというのが背景にあったと理解しています。

協力準備調査を実施するかどうかに関しては、調査の客体になる協力が、まず相手国政府から日本にやってほしいという何らかの意思表示があるのかないのかというのが1つございます。要請書という形で出てくる場合もあるでしょうし、所管官庁からの打診のような形の場合もあると思います。さらに、打診があった案件について、それが相手国政府の開発計画の中でどのような位置づけを占めているのかというのを確認するのが恐らく2番目になると思います。さらに、その打診のあった案件に関連するセクターで他の援助機関がどのような協力をやっているのかということも当然調べます。こういったことを調べた上で、我が国の政策、その国に対するプライオリティ、フォーカス、それからどのようなスキームでやるかというようなこと、そしてそのスキームに充てられる予算のめどのようなものを総合的に勘案して、これは協力準備調査として取り上げるに値するとJICAの方で判断すれば、それをもって外務省に御相談に行き、外務省と協議をした上で、外務省の方も外交政策、ODA政策の観点から協力準備調査の客体となる案件が妥当と判断する場合はそういう意思表示をしていただいた上で、それを踏まえてJICAの中で最終的に意思決定をするということです。恐らくこの役割はJICAの中では新しい地域部というのが所管することになりますが、どのような決裁プロセスにするかは今検討中でございます。協力準備調査を実施することが決まった段階で、今度はどのような調査にすることをJICAの内部で検討することになります。これについてはJICAの中の関連

する部とも相談します。いわゆる環境社会配慮を担当する部とも当然相談してTORを決めていくということになります。

大体以上のようなことです。

福田委員 ありがとうございます。

ということは、基本的には、協力準備調査は実施するかしないかという意思決定がなされた後でTOR案がJICA内部で作成されるというプロセスをお考えであるという理解でよろしいですか。 わかりました。

それから、きょう配られている論点表の4ページの上の箱の下から3ポツ目、(JJ)と書いてあるところで、「新JICAは、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会面を含む検討を行う予定である」と記載されていますが、これは今のお話の中のどこにどうリンクしてくるお話なのかということをお伺いしたいと思います。

JBIC(中澤) JBICの中澤でございます。よろしくお願いたします。

今の最初の福田委員からののは、協力準備調査の意思決定を行った上でTORの策定が始まるというようなおっしゃり方だったと思いますが、当然協力準備調査を行う意思決定においては、どういったことを協力準備調査でやるかということがなければ意思決定できないわけですので、そこはある種インターアクティブと申しますか、最終的に協力準備調査を実施する意思決定、JICAの組織としての意思決定というような、もうかなり細かいことまで決まり、あるいは日本政府と相談を差し上げた上でということですので、そういう意味での意思決定は後になると思いますけれども、意思決定の段階でTORが決まっていないというのはちょっとあり得ないといいますが、意思決定をする段階では、有償であれ無償であれ、あるいは技協であれ、どういった目的で協力を行うための準備調査を行うかということが当然議論の俎上には乗っているということかと思えます。

それから、今御質問のありました、「新JICAは、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会配慮面を含む検討を行う」、ここは前の委員会の中でも御議論があった、あるいは御指摘があったと聞いておりますけれども、協力準備調査は、御存じのとおり、かなり幅の広い概念といいますが、先方政府の方で、日本の協力に向けてか否かは別として案件形成をやっている場合もあれば、例えばこの年に何万人の方々に浄水を供給したいという目的のところだけが決まっていて具体的な案件のアイデアについてはまだ整っていないような段階もあれば、先方政府の方で案件形成を手がけてい

て、それを日本の協力で取り上げるに当たってはまだ不足しているようなケースというのは当然あるかと思しますので、こういった段階で協力準備調査を打つかによってTORも変わってまいります。ですので、「協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会配慮面を含む検討を行う」というのは、先方の方でどれだけ準備をした段階、あるいはこういった形での協力準備調査を望んでおられるのかというようなことによって、必要に応じて、これは環境社会配慮面に限らないと思っておりますけれども、各種検討を行った上で協力準備調査の意思決定をやっていくということでございます。

原科座長 ありがとうございます。

今の件ですね。では、早水委員、どうぞ。

早水委員 質問ですが、協力準備調査をやるかやらないかというところの判断に、案件について環境影響が大きい小さいかという判断は入るのかというか、入る場合と入らない場合とあるということなのか、環境影響が大きそうな、社会への影響が大きそうなのは大概準備調査をやるということになるのか、そのあたりは完全に先方とこちらの話し合いで、中身によらず、向こうがオーケーと言って、こちらがやろうと言ったらやるというものなのか。案件の大きさとかで大まかに決まってくるとか、そういうことはあるのでしょうか。

JBIC（中澤） 相手側とこちら側でやるやらないということ判断する際に、その案件の大きさですとか種類、例えば今の私どものガイドラインで言えばカテゴリ分類みたいなものがありますけれども、そういったことは当然意識されると思います。相手国がそれはやりたくないからということやらないという判断にはならないと思えますし、一方で、先方政府が私どもに例えば協力準備調査ということで要請してくる前に、どれだけ彼らの中で準備をしているか、彼らの中の準備に当たっては、当該途上国だけではなく、場合によっては国際機関等が支援している場合もあり得ますし、その準備状況によってくるというところは当然あると思えます。

原科座長 ありがとうございます。

議 題

（１）論点に関する議論

原科座長 それでは、もう案件形成に入っておりますので、この議論を続けたいと思

ます。

ほかにこの関係でございますでしょうか。

高梨委員 2点ほどクラリファイしたいのですけれども。

1点は、先ほどの要請なしの場合の案件形成段階で協力準備調査の派遣というようなことがあるのですけれども、現状では、何らかの形で要請を取りつけてといいますか、現地の計画機関と協議をして、ラインの方から来た場合も最終的には中央で整理して優先順位をつけて出していただくという形で現地側の準備体制を確認できるのですが、要請なしでやる場合にそういう点の確認をどうされるのかなという危惧が若干あるのです。例えば、ラインの方からこういうのをやってほしいと言ってきても、ここで受けたら大変だと思ふのです。だからどこかで調整しなければいけないということで、中央の計画省なりがやるとなると、ある程度日本に対して要請を出すということが何らかの形で現地側で明確でないという調整が難しいのではないかという気がするのです。要請なしというような場合に、どう現地側にそういう調査の準備体制の、優先順位を含めて、確認をされるのかという点が1点です。

2点目は、この4ページにもあるのですけれども、上から2つ目の「新」ICAは」というところで、「調査のTORの作成にあたっては、調査団の派遣は必ずしも必要ではないものと考えている」と。これは読み方なのでわからないのですけれども、調査団というのは、通常は予備調査、事前調査という形で必ずICAさんが派遣をして、現地の受け入れ体制方々、要するにどういう調査をしたら現地側のニーズに合うかというような協議をされるために必ず予備的な調査団を派遣されると思うのですけれども、この場合の「調査団の派遣は必ずしも必要ではない」というのは、そういう事前調査も派遣しないという意味なのか、その辺をはっきりしていただければ幸いです。

JBIC(中澤) まず最初の、いわゆる要請、恐らく高梨委員がおっしゃっているのは、いわゆるGGベース、政府・政府ベースの正式要請という意味かと思えますけれども、そういったものがない場合に、ラインの官庁とおっしゃいましたが、それはプロジェクトを実際に実施する事業実施機関、あるいは中央政府とは別な地方自治体とか、そういうイメージでとらえてよろしいのでしょうか。

おっしゃられますとおり、事業実施機関レベルあるいは地方自治体レベルがぜひ協力をお願いしたいと考えても、最終的に中央政府の方から、例えば無償資金協力であれ有償資金協力であれ日本の協力をお願いしたいという要請が出てくるかどうかはわからないとい

うのが実態かと思えます。私どもとしましては、協力準備調査でございますので、最終的に本体事業 という言い方でよろしいのかと思えますけれども に対する要請が先方政府からいずれ上がってくる、もちろんそれは調査結果によってくる部分もあるかと思えますけれども、調査結果によって例えばプロジェクトの実現可能性が証明されたり、有効性、開発効果の発現に有意であるということが確認されれば、先方として協力を要請したいという意思をある程度確認しておかないと、調査だけやってそれでおしまいということもあり得ると思っております。そのあたりについては、正直、途上国の中のプロセスはそれぞれの途上国によるところがありますので、例えば計画官庁からこういった形で何らかの書面をもらわないとというのを国を越えて一律に決めるのは恐らく適切ではないと思っております。いずれにしましても、その国として、調査の結果が先方として考えているようなものであれば、その結果に応じた協力も要請するという事は事前の段階で確認する必要があるとは考えております。その方法としては、もちろん正式要請という形で政府ベースで要請を受け取る場合がかなり多くなるかと思えますけれども、そうでなくても、先方のしかるべき機関、それは国によるかと思えますけれども、そことJICAとの間で何らかの確認行為を行うというのは必要かと思っております。それ以外に、調査を行うにおきまして先方政府の協力がなければ調査自体うまくできませんので、それについての確認も当然に行うというふうには考えてございます。

原科座長 2番目の方は。

JICA(植嶋) 結論から申し上げますと、調査のスコープを決めるために東京から専門家を含む調査団を派遣する必要があると判断する場合は、事前的な調査は行います。ただ、スコープを決めるために必ずしもすべての案件についてこれまでやってきた事前調査のようなものをやらなければいけないとは考えておりません。恐らく3つぐらい方法があるのかなと思っております。1つは、在外事務所、これは常駐しておるわけですから、日ごろから現地の状況はずっとつかんでいます。事務所の中にはインハウスコンサルタントのような方がいる場合もあります。そういった事務所のリソースを使って調査のスコープを決められる場合は、それが一番早くて安く済むのではないかと考えています。2番目としては、例えば東京から職員が出張して、スコープを決めるために先方と協議するというようなこともあると思えます。3番目としては、外部のコンサルタントのような方に入ってもらってスコープを決める。これもすべて案件次第ということになるのではないかなと考えています。

原科座長 よろしいですか。 それでは、そういうことで。

ほかにございますでしょうか。

清水委員 先ほどのTORをどのタイミングでやるかというところですけども、一応クラリフィケーションをさせていただきたいと思います。

外務省に相談する前の、日本国として焦点を当てるところ、スキームの種類、それから予算を決めるというタイミングで大体TORも決まってくるということでしょうか。それが1点。

もう1つは、今の植嶋さんの御説明で、3通りの方法があるということで御説明をいただきましたけれども、これがどの方法になるかということについてはどのように決まるのでしょうか。

JBIC（中澤） 最初の御質問は、協力準備調査のTORの策定と外務省への相談のタイミングととらえてよろしいのでしょうか。

外務省さんの方、北村委員の方でもし修正等あれば御指摘いただきたいのですが、基本的に外務省における協力準備調査の内容の確認というのは、まさに対外政策全般、外交政策であれ、あるいは国別援助計画のようなものが定められているときに、そういった政府の政策方針に協力準備調査の客体となる案件が日本の協力対象として適しているかどうかということの確認だと思っております。そういった政策方針との合致ということを検討するに当たって、例えばこういうTORについては当然に含まれるべきだということがあれば、それも協議ということかと思っておりますけれども、ただ、一般に協力準備調査のTORで想定されておりますような、こういった目的の案件を行うという他のかなりディテールな部分について、そこは政策方針の一致ということとはまた別な世界があると思いますので、そういった部分については基本的に新JICAの方で意思決定していくということかと思っておりますので、そういう意味では、どちらかが完全に先にあって、次にどちらのプロセスということにはならないかと思っております。TORの具体的な中身より政府の政策方針との一致を判断する場面もあれば、それ以外の純技術的に新JICAの方で判断する部分もあるかと思っております。

JICA（植嶋） TORを決めるための手段というか、どのような方法でスコープを決めていくのかということについては、協力準備調査の主管部は担当地域部になります。担当地域部が新JICAの中の関係する部と相談して最終的に判断することになります。案件の内容であるとか、案件の熟度であるとか、技術的困難性であるとかいったものを総合

的に勘案して、最終的にはスコープが固まらないと調査は打てませんので、固めるためにはどのような方法が一番効率的かという判断を地域部が中心になって行うということです。

原科座長 よろしいですか。

福田委員 しつこいようですが、再度、意思決定とTORの関係の確認をさせていただきたいのですが、質問のポイントを絞りたいと思うのですが、1つは、意思決定前に外務省と協議を行う際の資料にはTORないしTORの案は含まれるのかどうかというのが1点。

それから、外務省との協議を終えた後、JICA内部で意思決定を行う際に、決裁の際に使われる文書にはTORが含まれるのかどうか。この2点を教えてください。

というのは、質問をさせていただく背景ですが、外務省との協議にもしTORが含まれるとなると、これはある程度その段階でTOR案についても外務省が見たと、そしてその承認を取った上で進んでいくということになるので、これに変更が生じるとまたさまざまな手続が出てくる可能性があるのかなということで、その前段についてお伺いしているのですが。

JBIC（中澤） やや先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、調査のTORの中で、まさに当該国の当該開発課題あるいはセクターに対する日本政府の外交政策、あるいは国別の援助計画等がありますので、そこの合致云々という話であれば、そこは当然外務省さんにTOR等をお示しすることになるかと思えますけれども、純技術的なところもありますので、今の御質問で外務省さんと協議をする際にTORを示すのかと言われると、例えば私どもが協力準備調査を開発コンサルタントの方々に委託して行うような場合には、公示文章の中にTORを示す、あるいはそういった形でプロポーザルをお願いすることになりますけれども、そこに含まれるぐらいのレベルの細かなものを事前の調整の際にお示しするかといえば、それは恐らくそうではないと思います。ただ、協力準備調査をなぜこの国のこの開発課題に、あるいはこういった協力対象案件を念頭に行うのかということを確認する際には、当然、現状この協力案件の準備について何が不足しているかということを示す必要がありますので、その内容イコールTORの一部と言われるば、それはTORの一部だと思います。

原科座長 では、TORは示さないと判断してよろしいですね。一部ということは、TORそのものではなくて。

JBIC（中澤） そうですね。コンサルタントの方に後ほど委託するのがまさに契約に

載ってくる調査のTORだといたしますと、その完全形とは限らないと思います。

原科座長 だから、それによって拘束されることはない。それが皆さんが心配していることでしょう。外務省との協議段階でTORを示してしまうと、この枠組みでやってくれとなってしまえば、後でそれはいじれない、それは困ると言っておられるわけですね、趣旨は。ですから、そここのところをきちんとしておかないといけないと思います。

JBIC（中澤） そうですね。そこはその後で動けないということではないと思いますが、逆に、日本政府の政策方針にのっとるような部分があるとすれば、それを協議した後に変えられるということでもまたないとは思いますが。

原科座長 それは方針ということですね。だから、TORという言葉でそこで使うと誤解を招くかもしれないですね。ここで言っているTORとは違うわけでしょう。

JBIC（中澤） そうですね。いわゆる大きな目的といいますか、この協力案件が一体何を狙っているのかといった大方針、政策についての協議をするということでございまして、調査の具体的なTORを協議するというだけでは必ずしもないと思います。

原科座長 方針段階ですね。ポリシーということ。

JBIC（中澤） ポリシーとのコヒーレンスを確認していただくと。

原科座長 ポリシーと整合するかどうかの確認をされるということと理解します。そういうことでよろしいでしょうか。

JICA（植嶋） 2つ目の御質問は、JICAの中で協力準備調査を意思決定する際の文書の中にTORが含まれるかということですね。これは含まれることになると思います。先週も計画書というようにお話を福田さんからいただきましたけれども、調査を実際に実施するためには予算を使うわけですから、どのぐらいの予算を使うのか、何のために使うのか、それは直営でやるのか委託でやるのか、委託費にはどれぐらいの予算を充当するのか等々、どういう内容の調査をどのぐらいの期間、どのぐらいの深度でやるのかということが含まれます。これらがないと積算ができないことになりますから、内部の意思決定文書の中には含まれることになると思います。また、前回は申し上げましたが、その中の調査のTORの部分については外部のコンサルタントの方々に参加して担っていただく部分がありますので、これはすべて調査の約2カ月から3カ月ぐらい前に公示という形で外にオープンにしているということです。これに基づいて外部のコンサルタントの方々は、関心があれば関心を表明するということです。

原科座長 ありがとうございます。今のことでクリアになったでしょうか。

どうぞ、北村委員。

北村委員 外務省の北村でございます。

今の福田委員の問題関心のところで、外務省とJICAの間でTORを協議した後、新JICAの側で一切それが動かせないのかということが問題意識であるとすれば、そういうことは基本的にないと思います。先ほどから事務局の方で御説明いただいているように、案件の実施に当たって外務省は政策的な観点からの判断を行うということですので、細部にわたって何か承認をし、それにJICA側が縛られるということはないということはこの場で確認させていただきたいと思います。

ただ、その前提の上であえて申し上げますとすれば、もちろん外交政策的な判断の観点から、コンサルタントに示すであろうTORの一部について、ここは細部はどうなっているのだということの場合によっては情報として必要とする場合もございますので、そういうことが一切排除されているわけではないとは思いますが、いずれにせよ、細部についてすべて外務省で縛って、その後に新JICAが動けないというような形には、新JICAの体制ではないと理解しております。

原科座長 ありがとうございます。

ほかに案件形成のところでございますでしょうか。

高梨委員 もう1点、これもクラリフィケーションですけれども、協力準備調査の内容がなかなかわからないところの1つとして、開発調査を初め現行のいろいろな調査があるわけです。再確認したいのですがけれども、協力準備調査の中に含まれる現行の調査というのはどこまで入るのか。もし、現状ではっきりしているようであれば御紹介いただければと思うのですが。

原科座長 私もよくわからなくて困っているのです。皆さんわかりませんよね。これは御説明をいただいていないので、普通は協力準備調査というのはどういうものなのか、もうちょっと具体的に御説明いただくとありがたいのですが、もう決まっていると思いますけれども、御説明いただけますか。

JBIC（中澤） 数回前にも申し上げておりますけれども、協力準備調査自体は、まさに新JICAが3スキーム連携というようなこと 連携というよりは一体的な運用という言葉が正しいかと思っておりますけれども、そういうことを1つの大きな眼目としてでき上がる組織であるということを踏まえて新たにつくられる調査でございますので、そういう意味ではまさに新しい概念ととらえております。ただ、おっしゃいましたような、これまで

の各種 JICA の調査、それも技術協力としてやられていたもの、あるいは技術協力以外の形でやられていたもの、それから JBIC の中でいわゆる経費予算という形でやられていたようなものの要素が重なる部分があるというのは事実でございます。ですので、いわゆる有償資金協力の本体事業、あるいは無償資金協力の本体事業、さらには、場合によっては技術協力型のプロジェクトの本体事業を準備するに際して必要な調査ということでございますので、おっしゃった中で申し上げれば、開発調査でこれまでも円借款の準備のためのフィージビリティスタディを技術協力として実際にやっていたと。ただ、これを今度は協力準備調査の中で、技術協力ということではなくて、調査業務としてあくまでも本体の協力を目指す準備の一環として行うという意味では、これまでの技術協力たる開発調査と重なる部分は出てくると思います。ただ、あくまでも協力の客体となる本体事業の準備のために行う調査という意味では、必ずしもこれまでの調査のどれが含まれるかというのは、御質問の趣旨は非常によくわかるのですけれども、我々としては、あくまでも新しい概念のもとにしっかりとした協力を、開発効果をできる限り大きく発現する、なおかつ迅速に発現するという観点で行うものだという整理をしております。

原科座長 そうすると、これまでの現行のものとの具体的な対応関係というのは何か御説明いただけますか。

JICA (植嶋) ちょっと説明の仕方を変えます。新しいものをつくろうとしているので、なかなかうまく説明できない部分があるのですけれども、まずこの協力準備調査には大きく分けて2つの種類というか段階があるとお考えください。

第1段階目は、まさに3スキームを一体的総合的に運用していくという新しい使命に基づいて行おうとしている調査でございます。これはある国の特定の開発目標を支援するための協力目標と、それを達成するための適切な協力のシナリオをつくる。「協力シナリオ形成」と言っております。たまたま私はスリランカという国にいたのですけれども、スリランカでは紛争がございまして、紛争影響地域というのがたくさんあります。この紛争影響地域の人々の生活環境を改善しようという開発目標があるとすると、ではそれに対して我が国としてはどのような協力目標を立てるのか、農業の再構築をするのか、保険サービスの再建をするのか、教育をやるのか、そういった我が国としてのフォーカスがある程度決めます。フォーカスを決めると、今度はどのレベルまで持ち上げるかというベンチマークのようなものをある程度設定した上で、どのようなスキームをどのような手順で、どのようなシナリオで展開していくのが一番いいかという、ある程度中期にわたる協力のシ

ナリオをつくっていくというのが1つの種類、協力シナリオ形成のための協力準備調査。

もう1つの種類は、個別の案件ですね。具体的に先方から意思表示があったり打診があったり、あるいは協力シナリオの形成調査を通じて上がってきたような個別の案件に関する当該案件の妥当性、有効性、効率性等の確認という段階になります。後者の方になりますと、これまで無償の事前の調査でやっていたような調査であるとか、フィージビリティスタディ、場合によってはマスタープランとくっついたようなフィージビリティスタディもありますけれども、そういったものが該当してくるのかなと考えております。

原科座長 どうもありがとうございました。高梨委員、どうぞ。

高梨委員 今、植嶋さんがおっしゃられた前段の方の話は、国別の協力シナリオというのは、現在、有識者会議で国別援助計画というのをつくっていると思うのですが、それとは別なものを今後独自につくられるのか。私どもはあれは十分ではないといつも思っていて、むしろ現場の意見を入れた形で当該国のセクター別、地域別の計画をしっかりとつくるべきだと思っているのですが、今の御説明だと、現状の国別援助計画とどう違うのかなというのがあって、それを補完するのか、それにとってかわるのかというのが1点。

2つ目は、有償の協力の場合には、これまでも、必ずしもF/Sの後、資金に結びつかないケースがあったということで、本来それは我々にとってはあってはならないと思っ

ているのですが、結果的には有償に結びつかない開発調査というのがこれまでに随分あったわけです。これからはあくまでも有償に結びつくような、もしくは有償に、要するに円借款を目指したF/Sに限るのかなということで、その場合は、経費予算でやっているJBICさんにあるSAFとありますが、SAPROFというような、こういうのが入るのかどうか。それから無償で、我々はいろいろな意味で苦労しているのですが、基本設計調査あるいは事前調査というのがあるのです。こういった調査は事前の調査で不可欠だと思うのですが、そういうのもこの協力準備調査に入るといいのか。

そういう点を確認したいと思います。

原科座長 今の関係はどうでしょう。具体的にお示しいただきましたけれども。

JBIC(中澤) まず最初に国別援助計画との関係ですが、当然に国別援助計画が策定されているものについては、そこに反映されているような日本政府の政策・方針といったものがありますので、それを踏まえた形で協力シナリオを策定していくというのがこの協力準備調査の1つの体系にはなっていくと思います。ただ、おっしゃられました意

味が、国別援助計画といっても本当に何年かに1回しか主要国においても策定されていないというような状況であり、例えば5年に1回というその間に開発計画が変わっていたり外部環境が変わっていたりというようなことがあるというタイミングの問題、それから内容的にも、国別援助計画で政策レベルで定めるものと、私ども新JICA、援助機関のレベルで定めていくようなものというのは、深さ、あるいは開発課題への処方せんを書くというような意味合いにおいてもレベル観的に違うものが当然あると思いますので、場合によっては、例えば新JICAにおいて上流段階の協力準備調査を行ったものが結果として次の国別援助計画に生かされていったりというようなことは当然にあり得るのかなとは思っております。ただ、その国別援助計画がある中で、なおかつそれは、もちろん政権が変わり開発計画が変わりということで、日本政府の認識としてもこれはアップデートしないとそのままでは使えませんねというような議論があれば別ですけれども、あくまで政府の政策にのっとった形でやっていくというところは当然かと思っております。

次に、これまでのF/Sが必ずしも円借款に結びついていなかったものが、これからは円借款の準備のための協力準備調査についてはその円借款に結びつくものに限るのかというような御質問かと思えます。こちらについては、昨年、経団連さん、あるいは自民党からのいろいろな御指摘を踏まえて、円借款の迅速化ということを政府の政策として決めていただいております、その中でもかなり議論になったところかと思えますけれども、あくまでも今度の調査というのは協力準備のための調査であるということ踏まえ、これまで技術協力として開発調査自体の技術協力性が非常に大きな課題といたしますか売りになっていたものとはちょっと趣が変わって、円借款を目指していくものについてはその円借款に結びつく蓋然性を高めていかなければいけないと思います。当然、調査をやった後の先方政府の予算の状況であったり政策の変更等がありますので、すべてがすべてということではないかと思えますけれども、ただ、我々の意識としては、協力準備調査を行ったものについてはその協力準備調査の客体となる案件への協力が実現すること、これは有償に限らないですけれども、それを目指していくのは当然かと思っております。

そういう意味で、御指摘のSAFといたしますが、その中でもSAPROFということかと思えますけれども、それが入るのか、あるいはベースシクデザイン、無償資金協力において行われていた基本設計調査が入るのかというのは、先ほど申し上げましたように概念的にはちょっと違うものという認識のもとに、かなり協力準備に特化したような形での調査を行う、すなわち、技術協力としての調査ではなく、あくまで協力準備のための調査

ですので、それに応じた変更点は当然あるかと思えますけれども、これまで行われていた調査を協力準備調査という新しい概念にふさわしい形に変えてそれを行っていくという意味では入ってくると思っております。

JICA（植嶋） 済みません、確認までに再度御説明になりますけれども、第1回に新しいJICAの法体系みたいなのを御説明したと思うのですが、この協力準備調査の根拠規定、第13条第1項第8号という規定は旧来のJICAにはありませんでした。これはその全各号に関連する調査ということで、技術協力あるいは無償資金協力、有償資金協力といった事業に関連する調査ということでございまして、新たに規定されたわけです。これまでの開発調査にしる、無償の事前調査にしる、これらはすべて公共の開発計画に関する基礎的調査を行うという技術協力としてやっていたわけです。ですから、何が移るんですかと言われると非常に答えに窮するのは、そもそも新しい業務として新JICAで認められたものであるということが背景にあります。

原科座長 わかりました。まとめますと、技術協力として行ってきたものとは性格が全く異なる、むしろローンを前提にした、ローンに関連する準備調査という位置づけと考えるとよろしいですか。

JICA（植嶋） ローンだけに限らず無償もそうですけれども、いわゆる本体事業を実施するため。

原科座長 失礼しました。有償・無償ですね。要するにお金を動かすということですね。

JBIC（中澤） 技術協力も入ります。

原科座長 ですから、これまでのJICAは、開発調査、無償の準備、技術協力の3つが全部対象でしたけれども、最初の2つは、そういう意味では技術協力というよりも、明確に有償ということでローンにするか、あるいは無償で贈与するか、そして技術協力、大きく分けるとこの3つに分けられるということになりますね。スキームがそう変わったわけですね。そういうことでよろしいですか。

早水委員 準備調査だからそのすべてにかかるということですよ、円借款だけではなくて。

JICA（植嶋） そうです。

原科座長 大きい3つのスキームに分けた場合には、その上の方に入りますけど。ということですね。

フロアから手が挙がりました。満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。今の協力準備調査に関する質問と、ローリングプランに関する質問を1つずつさせていただきたいと思います。

協力準備調査については、そういったしますと、現行の開発調査などと比べて数的にはかなり絞り込まれたものになるという理解でよろしいのでしょうか。といいますのは、現行の開発調査はいろいろなものがあると思いますが、残念ながら、F/Sを含んだ開発調査であったとしても事業化あるいは円借款などに結びつかないものもかなりある。基本的には円借款なり無償資金協力なり何らかの事業化を目指しているものであるとすれば、ODAの案件がある程度の数で決まるとすれば、逆に絞り込まれた形になるという感じなのかどうかという質問が1点です。

2点目のローリングプランに関しては、これはかねがねNGOグループとしてローリングプランを公開させていただきたいと。きょうの論点の中にも含まれておりますので、後で議論されることと思いますが、現在のお考えとしては、日々変わるものだから公開にはなじまないということを掲げていますよね。先ほどの御説明ですと、ローリングプランというか、現地のODAタスクフォースなどの関係者が決められていくものだったと、そのように理解しておりますが、その関係者の中に含まれている主たる人々というのは一体どういう人たちなのか。つまり、私がこういう質問をさせていただいておりますのは、実際にそのローリングプランの内容を知り得る人たちはどういう人たちなのかということを確認したいだけです。

以上です。

JBIC（中澤） 最初の質問、開発調査等と比較してこれからの協力準備調査の数が絞られるかということですがけれども、これはまさに今後ODA予算がどうなっていくかということと密接に結びついておりますので、一概には言えないと思います。ただ、これは御存じかと思いますがけれども、例えば円借款で年間に新規で承諾される案件数、ここ数年を見ますと、例えば60件とか70件とか、そのぐらいのレベルでございますけれども、その中で、これまでJICAさんの開発調査、F/Sに基づいて円借款が供与されてきたというのは率としては非常に低い率になっています。ですので、先ほど申し上げましたように、これから協力準備調査ということで銘打って実施するわけですので、当然に結びつく率を高めていく必要といたしますか、そこがまさに期待されており、我々としてもやっていきたいと思っておりますので、であるとししますと、最終的に協力準備調査を行った案件の中で円借款に結びついていく率、あるいは円借款の方から見た場合に60件、70件円借

款を承諾したうち新 J I C A が協力準備調査にかかわった案件は当然ふえていくことが想定されますので、御質問の趣旨は、これまでの傾向が続くのであれば協力準備調査の数自体が減っていくのではないかということかと思えますけれども、今申し上げましたように、そもそも結びつく率を高めていく、その分の協力準備調査の本数が多くなっていくということを考えますと、一概に減っていくとは言えないのかなとは考えております。

ローリングプランについては、北村委員の方をお願いします。

北村委員 外務省の北村でございます。

ローリングプランについて、今の御質問に対してお答えしたいと思いますが、一言で申し上げますと、現地の O D A タスクフォースでつくられていくもので、その中で既に關与しているところの現地大使館あるいは現地の新 J I C A の事務所の人、それと現地の政府とも協議のベースとして使用して、本省とも共有するということになるかと思えます。本省に送られたものについては、必要に応じて政府内でも共用されるという形になることが考えられます。

原科座長 よろしいですか。

早水委員 質問が 1 つと意見が 1 つなのですが、今の J I C A さんの開発調査と、この新しい協力準備調査というのは、先ほどちょっと重なる部分があるとおっしゃったのですが、そもそも別物なのか、協力準備調査のコンセプトの中に開発調査というのも含まれるものになるのか、そこはどういう整理をされるのかというのが質問です。

意見ですけれども、協力準備調査について、案件形成のところでは意見をいろいろ J I C A さんと N G O さんの両方から出されているのですけれども、新しいものであるならば、やはりどういうもので きょういろいろ御説明があったのですが、それが一切まだ紙で出されていないので、多分私ども委員の中でもコンセプトが一致していないと思うのです。ですから、どういうものをどういう対象でどういう形でやるというのをきちんと出していただいて、それで議論しないと多分空中戦でかみ合わないと思います。3のところは、先に協力準備調査とはどういうものかというのを出していただいた上で議論しないと意味がないと思うので、私はこの 3 の議論は延期というか、先に J I C A さんの方で示していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

原科座長 今の点は私から 1 つ申し上げます。

私もそんな感じを持ちまして、きょう 2 0 0 3 年の前回の J I C A 環境社会配慮ガイドライン改訂委員会の提言を持ってまいりましたのはそういうようなことで、やはり作業フ

ローとか中身が具体的に決まらなるとガイドラインはつけれないんですよ。例えば、このときにはちゃんと提言書にフローチャートが入っているのです。3つのスキームをちゃんとフローチャートで出していただいて、そして議論をしてやってきたのです。今、早水委員がおっしゃったとおりで、少し御説明いただいたのですけれども、きちんとした格好になってないですね。だから議論がうまくできないものですから、ぜひこれは私からもお願いしたいと思います。紙で出していただいて、しかもできたらフローチャートを。もちろん完成でなくてもいいのですが、フローチャートの方がわかりやすいですからね。きょうの議論でも少しフローチャートの基部ができた感じがしますよね。だから、そういうのをちゃんと示していただきたいと思います。そうしないと本当にガイドライン改訂の作業は進まないと思います。この部分はむしろ新しくつくると考える方がいいかもしれないですね。既存のものをそのまま少し変えるのではなくて。そんなことになるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。それは私からの追加のコメントです。

それでは、開発調査と重なる部分があるということで、その辺の御説明をお願いいたします。

JICA（植嶋） 先ほど申し上げましたとおり、協力準備調査と開発調査は法律上の根拠も違う別物です。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。質問が1つと意見が1つです。

質問につきましてはODAタスクフォースについてですが、私、ODAの話に疎いところがあるのですが、例えば現地の日本企業とかが今後含まれるとか、現に含まれているとか、そういうことがあるのかなのかということと、あとNGOの参加の度合いについて教えてください。

2点目は意見で、これは有識者委員会に対するお願いなのですが、もちろんかっちりとした業務フローありきで議論をしていくということも非常に重要だと思うのですが、逆に、必要な環境社会配慮の手続のためには もちろん、現在JICAさん、JBICさんが組み立てられている流れを大きく変えることは望ましくないと思うのですが、環境社会上の配慮をフィードバックさせるような作業が必要なのではないかということです。ですから、こういった何かを組み立てている最中の議論は難しいと思うのですが、そこら辺はなるべく環境社会配慮上の手続をむしろ業務フローにフィードバックさせるような御検

討もぜひお願いしたいと思います。

以上です。

早水委員 今回の関係で言うと、この間もJ B I CさんかJ I C Aさんがおっしゃったと思うのですが、協力準備調査というのは多分それだけで立っているわけではなくて、後ろに事業本体があって、スクリーニングをしたり、それで案件を決めて協力をしていくという流れがありますから、その中での準備調査という位置づけになると思うので、全体を見ないと、ここだけ切り取って手続が要る要らないとやっても余り意味がない。そういうこともあって、この3だけ切り離して議論するのは余りよくなくて、4、5とか後ろをやって、全体で、ではここではどういう手続が必要かというのを議論すべきではないかと私は思います。

また、新しい条項で新しい調査だとおっしゃるのであれば、そういう説明を事務局からちゃんと示していただきたいということです。

原科座長 少し話を切りかえてよろしいですか。

今の点ですか、北村委員。

北村委員 フロアからの御質問で、現地O D Aタスクフォースについての問いがありましたので、簡単にお答えしますと、基本的にはコアメンバーとなるのは現地の在外公館、新J I C A事務所ですけれども、テーマ、議題に応じてメンバーはその都度膨らんだりすることはあると考えています。今御指摘があったような企業の方々もそうですし、あるいは、今自民党の方で提言がなされているのは、日本政府として各国にいろいろな拠点を持っているけれども、その拠点間の連携が弱くてむだになっているのではないかというような御指摘もあって、そういう在外に事務所を持っているような独法に限らず政府関係機関の連携強化という観点からもこのO D Aタスクフォースが使われることもあるかもしれませんし、そこはケース・バイ・ケースで柔軟な対応になるかと思います。

原科座長 よろしいですか。

それでは、ちょっと申し上げます。

私、日程が厳しいといつも言っておりますけれども、これまでの議論を考えますと、これは環境社会配慮ガイドラインをつくるということで、よくセーフガード・ポリシーがどうのこうのという言葉がありますね。それからオペレーションということになりますので、セーフガード・ポリシーに相当するものが我々の既存のものであるかどうかともう一回見直してみますと、現行のガイドラインの1番の「基本的事項」、この辺がセーフガード・

ポリシーに相当するのではないかなと思います。それから、6ページから2番目に「環境社会配慮のプロセス」ですね。この辺のところは、このガイドラインでいくと1～10ページまでの間でございますけれども、そんなに大きくいじる必要はないかもしれないです。ただ、3つのスキームの1つ目2つ目が随分変わりましたので、もちろんそれに合わせて文言を変えなければいけないですけれども、考え方の基本は余り変えなくてもいいのではないかなと思うのです。もし変えるとすれば、このガイドラインをつくるときにもととなった、先ほど来申し上げている改訂委員会の提言ですね。提言はかなり、あるべき姿を議論しておりますから、その中でこのガイドラインをつくる段階で抜けたものがもしあれば加えるとか、それから国際的な状況がこの5年間で随分変わってまいりましたから、さらに進んだ面はどうやって盛り込むことができるか、そんな観点からこのセーフガード・ポリシーに相当すると思われるものについては書き直すというようなことを考えたらいいかと思います。11ページ以降が「環境社会配慮の手続き」で、これが今お話ししたように随分新しく仕組みが変わってしまうということがありますから、この部分は相当詰めていかなければいけない。これにまた時間がかかりますね。ですから、前段の10ページまでの基本的な考え方をまず1回整理しておいて、11ページ以降をさらに詳しく検討していくというようなことになると思います。その11ページ以降の検討のときに、先ほど早水委員がおっしゃったように、新しい仕組みだったらまずちゃんと中身を確認して、全体がどんな意思決定の構造になっていくか、そういうことをちゃんと踏まえないと手続の議論ができないでしょう。そのような段取りをとったらいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

清水委員 私も基本的に早水委員の意見に賛成で、今の段階で議論してもなかなかかみ合わない部分とか不明瞭な点多過ぎて空中戦になってしまうだろうなと思います。一方、満田さんがおっしゃったように、ある程度、環境社会配慮がこうあるべきであるから業務フローがこうあるべきであるというような観点も必要かと思いますので、できれば事務局の方に、現在固まっていなかったとしても、今ある案を出していただいて、そこで議論をしてフィードバックする、そして適宜、業務フローに反映するべき部分は業務フローに反映していくというようなことではどうでしょうか。

原科座長 どうしましょう。御意見をいただきましたけれども。

JBIC(中澤) 済みません、全部にお答えすることは私の方ではできないのですけれども、早水委員がおっしゃいましたように協力準備調査だけを切り離して議論するという

のはちょっと無理があるかなと思ってはいます。それは、繰り返し御説明申し上げていきますように、協力準備調査自体が、協力本体があってその協力のための準備をするという扱いで、これまでの技術協力として開発調査を行うこと自体が業務だったのとは趣が変わってきておりますので、そこはやはり協力準備調査が客体としている案件に対する協力をどうするのかということも含めた形で考えていく必要はあると思っております。

進め方については事務局の方の意見も聞いた上で。

原科座長 そうしますと、考え方としましては、協力準備調査は本体事業と直結しているという見方でよろしいですか、そういうものと位置づけて。

JBIC（中澤） 直結しているという意味というより、

原科座長 前提にしていると。これは明確ですね。前提。

JBIC（中澤） そうですね。少なくとも本体への協力を目標にといいますが、念頭に置きながら準備を進めると。先ほどどなたかから御指摘があったように、いろいろな状況の変化等によって、結局結びつかないケースは避けられないと思いますが、あくまで本体事業に対する協力があって、それに対する準備という形で調査を打っていくことになるのはおっしゃるとおりです。

原科座長 ですから、この考え方は、少なくとも技術協力ではないですね。そういうことが明確になったと思います。

JICA（植嶋） 細かなフローとか手順についてお示しできればしたいところなのですが、これはやはり新JICAだけで決められる話ではなくて、外務省はもとより、関係する行政機関等ともある程度情報をシェアして確認をした上でないとなかなか出せない部分があるというのが実情でして、今そのための作業を一生懸命やっているところなので、出せる段階に来ましたら出したいというのが我々の考えなのですけれども、だめでしょうか。

清水委員 今お話しただいていても、決まっていなとは言いつつも、ある程度決まっている部分はあるのでしょうか。そうでもないですか。

原科座長 10月1日からスタートするのだから、そんなにぎりぎりまで決まらないと困りますよね。

だから、段取りとして、このガイドラインの10ページまでのところをセーフガード・ポリシーに近いような位置づけにしていかなと思いましたが、その話は手順とある程度切り離しても議論できそうだと、それをまず最初に固めておいて、そうすると2～3回使いますよね。その間に手順に対して もう8月になりますからね。8月に物がないと

ということはないと思うんですよ。なかったら困るでしょう。だから、その段階で8月に物が出来たら、今度は11ページ以降の手続のことから議論したらいいかなと思ったので申し上げたのです。そういう進め方はどうでしょうね。そうしないと、我々は9月に報告書を出しようがないと思います。前の報告書は、全部で文章本体が、付録の前までで45ページございます。ところが、半分の23ページが考え方で埋まっています、あと後半の20数ページがこのガイドラインの内容に対することが書いてあります。だから、それを考えても前半部分は早く仕上げたいなと。ガイドラインの中身については後半の部分ですからね。そういう段取りでやっていったらどうかなと思ひまして申し上げたのですけれども、いかがでしょうか。

中山委員 私も原科先生と同感です。新JICA、我々も早く業務内容が固まってもらいたいと思っているのですが、かなり性格が違うところが一緒になるわけですからそう簡単にはいかないと思います。非常に神経質になる部分もあるでしょうから。ですから、我々も早くやりたいのですけれども、なかなかできなくて、早くフローを出していただきたいということばかり言っても進まないの、やはりそれ以外のできる部分からやっていくということが現実的な選択だと私は思います。何もしないで、じゃあ10月を待つかということもないので、できるところまでまとめていくという先生の案に賛成でございます。

原科座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

一般参加者(満田) 地球・人間環境フォーラムの満田です。

先ほどの繰り返しになってしまうかもしれないのですが、私としては、環境社会配慮上必要な手続が業務フローに反映される程度みたいなのをされるべきではなからうか思っておりまして、ある意味がちがちの、もう1ミリたりとも動かせないような業務フローがむしろ決まってしまって動かせないことの方を心配しているのです。それは杞憂かもしれない、そんなことはあり得ないのかもしれないのですが。細かいところは恐らく形成中ということではなかなか難しかりうと思っているので、1つの考え方として、大筋の業務フローはもう出ているので、それをもとに議論を進めてということも一案ではなからうかと、フロアから僭越ながら意見を申し上げたのですが。

吉田副座長 1つは、業務フローが準備できていないということで、原科先生がおっしゃったようにできることを早くやっしまいましょうと。しかも、基本事項に関するこ

とは前回の JICA のときにも議論されているし、セーフガード・ポリシーというほかの援助機関の動きもわかっているということで、結構できるのではないかと。それで、業務フローというのは新しいのだから大変なのだということはわかりますけれども、今できているところで、大体こういう基本的な構造は変わらないというぐらいは多分あると思うのです。すなわち、新 JICA のフローに合わせて日本政府のフローがあって、相手国政府のフローがある。これはたしか前回の JICA のガイドラインのときにやったんですよね。今見えてきているのは、少なくとも国別援助計画は日本政府、外務省が中心になってまとめる、そして JICA と JBIC が合併することによってますますローリングプランの重要性が増してきたというのも多分この議論でわかってきたかと思うのです。

次に、ではだれが中心になってローリングプランをつくるのかというもっと大事なことが出てきて、それは恐らく現地タスクフォースが中心になるだろうと。そうすると、先ほど満田さんから話があったように非常にキーロールプレーをする現地タスクフォース、これはどういうメンバーで、どのように構成されて、その中での意思決定をどういうプロセスでやっていくのかというのが極めて重要になってきて、恐らくその中に環境社会配慮を専任で担当するような担当委員を 1 つ置かないととても見ていけないのではないかとかね。すなわち、どこにどういうポジションのどういう人がかかわりがあるという、業務フローに合わせて制度の組織がどうかかわり合うか、だれがかかわり合うか、そういうものが、環境社会配慮ガイドラインが効果的に運用できる、できないのキーポイントになってくると思うのです。

ですから、事務局の方には申しわけないのですけれども、業務フローを、今言った新 JICA のフローと、日本政府側がかかわることと、相手の政府がかかわること、その中で国別援助計画とローリングプランと、もう 1 つ実際にやっていくその関係と、しかももっと大変なのは、組織、インスティテューションがどうかかわり合うか、そういう非常にマルチディメンジョンな感じのことを我々は頭に入れないと、この環境社会配慮の効果的な役割というのがなかなか見えてこないのかなと思うのです。ですから、少なくとも今私が話したような要素が入った形でぜひ業務フローを示していただきたいと思います。

原科座長 ありがとうございます。

どうでしょう。この段階での最大限の情報提供をお願いしたいということですね。決まらないからといういつまでたってもできなくなってしまうので、今の段階で。でも、この前よりは進んでいるはずですからね。前回から何カ月かたっていますので。そういう対

応はいかがでしょうか。お願いできますでしょうか。

JBIC（中澤） 先ほど植嶋さんからありましたように、なかなか決まっていない部分、それから新JICAのみで決められない部分等ありますけれども、今、委員の方々からいただいた御指摘を踏まえて、きょう申し上げたようなことも含めて、いずれにしても何かの形に落としてもうちょっとわかりやすくすることがこの委員会の御指摘かと思えますので、ちょっと相談をさせていただくようにしたいと思います。

原科座長 それでは、そういうことでお願いいたします。

それでは、先ほどの御提案で、3番のところはこれ以上やるのも難しだろうということでしたけれども、「案件形成」、そういう意味ではフローチャートがないと議論できないところはもう少し後にいたしますけれども、それ以外で何かございましたら、さらに御質問等お願いいたします。

清水委員 ローリングプランについてですけれども、先ほど北村委員から御説明があったように、現地タスクフォースには当然新JICAも入っているわけですし、その中には、ここで議論されることの1つとしては、環境社会配慮という側面もあってしかるべきなのだろうと思います。そういう観点から言いますと、ローリングプランについてもこのガイドラインで書き込んでいくことが必要になってくるかと思うのですけれども、北村委員に伺いたいのと1つお願いなのですけれども、このローリングプランの内容について現段階で決まっていることがありましたら、それも教えていただくことはできないでしょうか。

北村委員 なかなかどのように御説明するのがいいのか難しいのですが、まさに今日いろいろいるところで御議論いただいているように、環境社会配慮というものを新しい業務フローの中でどのように確保すべきかということが議論の中心になっていますけれども、このローリングプランは、先ほど冒頭申し上げましたように、最終的な責任は外務省の方で持っている文書でございます。したがって、今回の新JICAの環境社会配慮ガイドラインの中でどのようにカバーすべきかという問題があります。また、業務フロー全体で環境社会配慮をどのように確保すべきかということを考えた場合に、先ほど副座長からは非常に重要な文書だという御指摘はあったのですけれども、個人的な印象ですが、現時点ではローリングプランに焦点が当たり過ぎているのではないかなという気がしております。というのは、ちょっと議論を先取りして恐縮なのですけれども、これまで繰り返し御説明しておりますように、ローリングプランというのは要請のあるなしにかかわらず、いろいろな案件がごった煮となって書かれている文書で、そういう意味で、今の清水委員の御質問、

何をどこまでどう書き込むかということについてかちっとした御説明をできる状況にはありません。ただ、いろいろな案件があって、言ってみればビッグバンで宇宙ができた直後のような状況の中から、例えば協力準備調査を始めて実際に本体の事業に向けて動き出す際に、調査のTORを定めたようなものを対外的に公表して、その中で環境社会配慮を確保していくという姿勢、まさに物事が動き出すところでいろいろな配慮をしようという基本的な考え方について今日事務局から説明があったかと思いますが、そうした考え方を踏まえると、一番もやもやとしているようなローリングプランのところで、各案件についての環境社会配慮を行うというのは、少なくとも現時点では想定されている作業ではありませんし、実務的にもそうした体制にはなっていないと考えております。

お答えになっているかどうかわかりませんが、私からのとりあえずの回答とさせていただきます。

原科座長 要するに、これはガイドラインの対象から外すべきだというお考えですか。

北村委員 まさにそれはこの有識者委員会の議論を通じて議論をしていただくことだとは思いますが、私ども、今日はとりあえず有識者委員としてではなくて外務省としての現時点の考え方を申し上げれば、まさに全体としての環境社会配慮というものをこのODA事業の中で確保していく上で、何をどこまでどう手続をかけなければいけないのかというところが1つ重要なポイントとなってくると思っております。先ほどの事務局からの御説明のところでありましたような、これから案件が動き出すというところで手続をかけ始めることで足りない部分があるのかなのかというところはこれからの議論にゆだねるところもあるかと思いますが、少なくとも現時点においては、このローリングプランというものは、案件の詰まりぐあい・成熟度ということを全く無視しているいろいろなものが載っている紙ということになるかと思っておりますので、そこで環境社会配慮としてこういうことを担保すべきだということを言われると、なかなか、現状考えているものとは異なりますし、実務的にはフォローが難しいところがあるのではないかなと考えてございます。

原科座長 確かに技術的に難しいところはあると思います。今のような段階ですと、環境社会配慮の対象としてはいわゆる戦略的環境アセスメントになりますけれども、これもしろいろなレベルがありまして、政策段階、ポリシーですね、それからプラン、そしてより具体的なプログラムとありますね。今の御説明は一番上の政策段階、ポリシーですね。ということで技術的に大変難しいところもありまして、各国でも苦労しておりますから、そう簡単ではないと思いますけれども、しかし全くやらないわけではなくて、それに対す

る方法はないことはないのですね。だから、それを政策段階でも対象にするかどうかという事は両方考えられますので、今早急に結論を出さないで、これはもうちょっと議論した方がいいかと思います。大変難しかろうということはわかります。

福田委員 ローリングプランの点について一言申し上げたいと思います。

先ほどからの御説明では、ローリングプランは最終的には外務省のクレジットで出る文書であるということですので、これを直接ガイドラインの中で何か規定するという事は仕組み上難しい話なのかなというのが今のところの私の理解です。

一方で、ローリングプランとは別に、あるいは政府がつくる国別援助計画とは別に、新 JICA がつくる国別の援助の実施方針的なものがあると聞いておりました、それはそれでこのガイドラインの中で議論していく価値はあるのかなと思っています。これについて、実はローリングプランの話めぐってだーっと話が来てしまって、特にローリングプランの中で重要だと私たちが考えていたのは、具体的な案件名がそこに載るので、その名前をきちんと外に出してください、それで早い段階から外部からインプットが可能になるでしょうというお話でした。

一方で、例えばアジア開発銀行や世界銀行がやっている国別援助計画というものの中には、たまたまきょう別のペーパーを準備する過程でアジア開発銀行の環境政策を久しぶりに読み直したのですけれども、国別援助計画をつくる過程で国別の環境分析を行って、この結果をアジア開発銀行は国別援助計画の中に反映させているのです。これは決して個別の事業それぞれについてどういう環境社会配慮をするべきかということではなく、その国が今どういう環境問題を抱えており、それに対してどのように対処しようとしているのか、そこについて ADB としてどのように取り組んでいくのかということ、プラス、環境上非常に大規模な影響があるような事業がそのパイプラインにある場合には、それに関する概況と対処方針といった、まさに政策レベルの、戦略的環境アセスメントというレベルに達しているのかどうかわかりませんが、ADB の支援の中で環境に対してどのような配慮をしていくのかというざっくりとした内容の分析を行い、これを国別援助計画、ADB ではちょっと違う名前と呼んで、Country Partnership Strategy かな、ちょっと忘れちゃったけれども、この中に盛り込んでいくということをしているので、こういったものは十分このガイドラインの中で、国レベルでマクロに見たときに JICA がどのように環境社会配慮を行っていくのかという観点からは議論の対象になるのではないかなと思っています。

原科座長 今の件についてちょっと申し上げますけれども、私もローリングプランはそ

ういう意味では少し違うのかなと思います。ただ、これまでの基本的な考え方としまして、JICA・JBICそれぞれが行う事業はすべて対象だという考えできました。これはそれぞれガイドラインにはっきり書いてあります。これは御存じのとおりです。その考え方から申しますと、国別援助計画はJICAの内部でつくられるわけですから、当然原則として対象だということだと思えます。その上で、政策段階の方法でございますので、これは方法論的に難しいと申し上げましたけれども、SEAは難しいのですが、方法がないわけではないですから、そういう新しい試みをぜひ行っていただきたいと思えます。有名なものは、オランダでは国の政策をつくる時に環境テストということをやりました、これは本当にワンパラグラフぐらいのことを環境に関して論じるぐらいのことで、通常の我々が知っているアセスメントとは全く違うものです。ですから方法論的には全く違うものですが、環境配慮をしたということを示す。その趣旨は透明性を高めることなのです。国会での審議できちんと、環境配慮でこういうことを配慮しましたということを示すことが大変重要だという考え方です。そういうことでは、国別援助計画におきましても透明性ということで、どういう議論をして、どのような根拠でこういう援助計画をつくったかということの説明をいただく。その中で当然いろいろなインプットを外部からしていただく、それに対するきちんとした応答、意味ある応答をしていただくということになりますけれども、そういうことで、国別援助計画に対しては十分対象になりますし、方法論的にもこれに対応するものはあるということを示したいと思えます。

今の件で何かございますでしょうか。対象にするということに対して。余り問題はないかと思えますけれども。

JBIC（中澤） 国別援助計画を政府の方で定められているものを援助機関の立場としてもちょっと実施レベルに落としたものをつくるということは今まさに新JICAにおいて考えています。ただ、その中で、今御指摘のあったような環境社会配慮の部分の国ごとの特質であったり対応が必要な課題として認識した上でどのように対応していくかということを書くものを、その中で行うのか、別途、名前は何であれ、その国ごとの環境プロフィールみたいなものを分析する形で行うのか、その辺の詳細まではまだ決まっておりません。ですので、そういう御指摘があったということは新JICAの中でも認識したいと思えますけれども、まだその辺についてお答えできるような状況ではございません。

JICA（植嶋） あと、政府の方で国別援助計画をつくっていますね。今30カ国ぐらいあるんですかね。これをつくる過程で、3年ぐらいかけて各方面の意見を聞いて、時間

をかけてつくっていると思うのです。これとJICAがつくるオペレーショナルな実施方針との関係というのもよく考えなければいけないと思っています。

原科座長 今の点、よろしいでしょうか。

それでは、3番のところではかにもございますでしょうか。フローチャートがないとわからないことは後に回しますけれども、それ以外で何かございましたら、お願いいたします。

福田委員 これもここで議論させていただきたいということではないのですが、今回、3の中をサブカテゴリに分けていただきましてありがとうございます。3の頭の頭にマスタープランのカテゴリ分類をどうしましょうかという話がありまして、これに対する新JICA側の話としていただいているのが、「協力準備調査において、従来の開発調査でいうマスタープランを策定するための調査は予定されていない」という言い切りがなされています。私の理解では、今まで開発調査の一環として行われてきたマスタープランというのは、新しいJICAのもとではさまざまなスキームにばらばらになると聞いておりまして、これについて、新しいスキームの中ではどのように位置づけられるのかということについての説明をお願いいたしますということを既に委員会の場でもお願いしていました。その御説明を、これもこの議論の前提としてペーパーでいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

JICA（植嶋） 今の福田委員の御指摘はきょう当然あるだろうと思っていたのですが、実は出せれば出したいと思って政府とも事前に相談はしていたのですが、まだ政府の方で関連する機関との調整が終わっていないということなので、現時点では御説明できないということです。ただ、説明できる材料はありますので、できるだけ早いタイミングで御説明したいと思います。要するに開発調査の整理とも関係してくる話だと思いますが。

原科座長 では、お願いいたします。よろしいですか。

事務局（杉本） 済みません、3とは直接関係はないのですが、1の「ガイドラインの適用対象」に関しまして、前々回の有識者委員会の際に、一番最後に記載されている「案件形成から資金協力までを実施している世界銀行、ADB等の環境社会配慮政策では、資金協力の事前調査については政策の適用外」との点につき、具体的にどういう記述があるのか示してほしいというリクエストをいただいております、今回資料を準備いたしましたので、簡単に御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

原科座長 資料はどれでしょうか。

事務局（杉本） A4のセットの中に入っております。A4縦の裏表になっております。日本語と英語が混在しております1枚紙がございます。右肩にナンバーが入っておりませんが。

原科座長 わかりました。

事務局（杉本） 政策の適用対象外ということで書いていたのですが、どういう形で具体的に書いてあるかということはこのペーパーの中で、該当箇所を引きつつ簡単に説明させていただいております。

1番が世銀、2番がADBということで、それぞれ環境アセスメントの関連、非自発的住民移転の関連、先住民族の関連ということで、それぞれのオペレーショナル・ポリシーですとかエンバイロメント・ポリシー等との該当箇所から記述を引っ張ってきておりますが、基本的にここで大体共通して書かれておりますのが、対象となるのが financed by Bank loans or guarantees、Bank-assisted investment projects など、ここで議論になっているうちいわゆる本体事業を念頭に置いた形でこういったポリシーを適用しますということが書かれております。そういう意味では対象外と書いてあるわけではないのですが、その対象に含まれてないということで、この資料の方では「適用対象外」という記述をさせていただいたということでございます。ただ、対象外であるので、では何でもいいのかということではありませんで、当然ながら本体事業の方では政策の対象とするということで、案件形成の準備を行っていく中では、それを踏まえた形で、いろいろとその前段階から関係者間で協議をしつつTORを定めていくということが別途、いろいろな文章、ADBですとマニュアルなどがありまして、その中にもフローチャート入りで書かれていたりということがございますので、その点もつけ加えて説明させていただきます。

原科座長 これはどういう趣旨ですか。対象外をここで議論する必要はないと思います。T/Aは、テクニカル・アシスタンスですね。

事務局（杉本） はい。

原科座長 技術協力はJICAのガイドラインでは全部対象ですから、T/Aだから云々という話は全く必要ないんじゃないですか。なぜこんな資料が出てきたのかわからない。これは議論の必要はないです。技術協力はすべて常にガイドラインの対象ですから。そういうスキームです。3つのスキームと何度も申し上げていますね。

事務局（杉本） ですので、3ページが一番下のところにあります記述は何を根拠にこ

ういうふうにしたのか示してほしいということでしたので。

原科座長 そういう意味ではJICAは進んでいます。ADBやワールドバンクはT/Aが対象になることは非常に少ないと思います。こういうことで外れるものがありますけれども、これは我がJICAでは技術協力はすべて対象になっておりますから、きちんとしたガイドラインだと思います。ありがとうございます。

事務局（廿枝） いえ、ここで申し上げたかったのは、案件準備T/Aというのと、技術協力ではない協力準備調査をガイドラインの対象にするのがいいのかどうかということについて、私どもが従来から申し上げているのは、協力準備調査というのはそれが目指すところの本体事業のための準備であって、本体事業は無償も技協も含めてすべて、有償は当然ですけれども、ガイドラインの対象になるわけでございますね。そういった意味では、本体事業に関する環境社会配慮について、情報公開とかそういったものも含めて、より早い段階で、より広い情報を提供しつつ、外部の方々からもいろいろな情報提供などをいただけるようにするかどうかというのはガイドラインの問題としてしっかりと議論しないといけないと思うわけですが、現行のJICAのガイドラインで、開発調査等は技術協力として事業としてやっているわけで、それ自体が現行のJICAのガイドラインでは環境ガイドラインの対象になっているわけです。それは新JICAでも、技術協力として行うものはそれ自体が事業ですから、もちろん引き続きガイドラインの対象になるわけでしょうけれども、先ほどもありましたように、技術協力事業ではなくて、調査研究業務として行う協力準備調査というのはあくまでガイドラインの対象たる本体事業の事前の準備としてやるわけなので、協力準備調査自体をガイドラインの対象にするかどうかという議論をしても、それはしようがないのではないかとということなのです。

原科座長 だから、本体のための準備だから当然対象でしょう。これは論理的に自明じゃないですか。それを問題にすることが私はわからないのです。これは当然対象ですよ。

福田委員 済みません、きょう、この点に関連して、今アジア開発銀行でどのようなことをやっているかということについての私の認識をペーパーとして配らせていただきましたので、ごらんいただければと思います。お手元にありますか。メコン・ウォッチのレターヘッド入りの文書を先ほど配らせていただきました。

端的に申し上げれば、私はアジア開発銀行についてしか余りよく知らないのでADBのケースについてお話しさせていただきますが、というか、吉田さんの前でこういう話をするのはどきどきするのですが、ADBの規定上、確かにプロジェクトの定義の

ところには先ほど御説明いただいたようなことが書かれているのですが、実は、中身を見ると、決してプロジェクトの準備段階について書いていないわけではないということだけ御紹介したいと思います。

どのようなことになっているか。主に社会面について書いてありますが、非自発的住民移転と先住民族については、まずプロジェクトのコンセプト段階でカテゴリ分類を行うということが1点。それから、プロジェクトの非常に早期の段階ですね。アジア開発銀行の場合は、プロジェクト準備のために行われる技術協力のことをPPTAと呼んでいます。PPTAの形成段階において、Initial Poverty and Social Analysis、IPSAと呼んでいます。この分析をADBが行うことになっており、この結果、社会面における配慮についてどのようなことをプロジェクトの準備としてなさねばならないかということ、このPPTA、協力準備調査と恐らく比較可能なものという趣旨で御説明していただいていると思うのですが、このTORの中に反映させていくということが内容として盛り込まれています。さらに、このIPSAは公開されていますし、PPTAについてどのようなことをやるのかという提案文書のことをT/Aレポートと呼んでいますけれども、このT/Aレポートも公開されているというのが現在のアジア開発銀行の社会配慮におけるやり方です。そういう意味では、先ほどの御説明をいただくと、ADBの業務マニュアルには何も書いてないのかという印象を皆さんはお受けかもしれないのですが、実はそんなことはなくて、プロジェクト準備のためのT/Aが行われる前から、一体どういう配慮が必要なのかということについて分析し、その結果をTORに反映させ、さらにその結果を一般に公表しているというのが現在のADBの業務のやり方です。その点だけ御紹介させていただきたいと思いました。

原科座長 ありがとうございます。

JBIC(中澤) 先ほど先生がおっしゃったことに関連してですけれども、私どもとして協力準備調査というものを新JICAとして新たに立ち上げて、それはいわゆる本体事業をよくするための準備の調査で、本体と一体化してという考え方がいいのかかわかりませんが、できる限り協力準備の段階から新JICAが関与をし本体事業をいい協力にしていく、開発効果を早期にできるだけ大きな形に発現させていくというものだと思います。ですので、先ほど来議論がありましたけれども、協力準備調査だけを取り上げていろいろ議論をするということではなくて、あくまでそれが念頭に置いて目指している本体事業も込みでいかに環境社会配慮を考えていくかということかだと思います。協力準備

調査が環境社会配慮ガイドラインの対象となるかどうかという単体の議論は余り建設的ではないのかなと思っております、あくまで全体のフローの中でどういう形で環境社会配慮を行っていくかということがガイドライン上の要請、それから、それ以外にも当然、開発効果を早く出していく、しっかり出していく、日本の政策と合致させていく、さまざまな要請があるわけですので、そういった中で環境社会配慮ガイドラインをどのように適用していくかを考えていくということだと理解しております。

原科座長 私は全く同じ考えでございます、本体と一体なのです。ですから当然環境社会配慮の対象なんです。これは世界の常識です。国際学会で会長をやっていますからよくわかります。世界の常識。だからSEAなのです。SEAというのは、事業の上位段階、意思決定段階での環境社会配慮です。戦略環境アセスメントですね。それを行うことは現行ガイドラインにはっきり書いてありますから。これまでは事業と切り離されていたから難しかったんですよ。でも、事業と一体とおっしゃったから、上位段階のプロセスと事業段階が両方セットで来るのだから、これはSEAができる、それからさらに本体のアセス、EIAといいますけど、セットでできるのだから、素晴らしいですよ。世銀はそれをやっているのだから。だから当然それはやるべきで、ようやくやれる状況になったので、だから協力準備調査は外した方がいいんじゃないかという議論にならないのです。むしろそうになったからこそ協力準備調査はしっかり対象にしてやるべきです。ようやくSEAができるんですよ。こんなに素晴らしいことはないですよ。

事務局（廿枝） ですので、本体事業に入る前の段階の手続を環境ガイドラインに含めることは、これは今のJBICのガイドラインでもそうしているわけですね。スクリーニングをやり、環境レビューをやって、意思決定を行うというのは、我々は本体事業に入る前の案件の形成、審査段階も環境ガイドラインに含めるべき、それは当然そうだと思います。福田さんの資料にしても、ADBの業務マニュアルにおいてこういうふうになっているということですが、新JICAのガイドラインにおいて案件の形成段階とか審査段階の記述をより充実させる方向でどう検討すべきかというのは、我々はしっかりと議論していくべきだと思っております。本体事業の環境社会配慮をより効果的にするために、その前の段階でどういう手続を踏むべきかというのはガイドライン上の手続ですけれども、協力準備調査というのは環境社会配慮面だけではないわけです。環境社会配慮面以外のいろいろな調査を含むわけです。だから、それを丸ごと環境社会配慮ガイドラインの中で規定するという話と、本体事業の環境社会配慮をより効果的にするために本体事業に入る前の段

階でどういう手続を規定すべきかというのは明確に分けて考えないと、環境社会配慮にちょっとでも関係するような事前のものはすべて環境社会配慮ガイドラインの中に規定しないといけないということになってしまうのではないかと。

原科座長 それは技術的な問題で対応できますから。考え方として、本体の一部であれば当然対象だと、まず基本はそうだと思います。それが透明性を高めることになるのです。今、新JICAに求められているのは、より高い透明性なのです。これはわかるでしょう。そのためのことを今議論しているわけですから。これまでに既にはっきりとSEAもやるということがガイドラインに書いてありますし、参加の推進とか情報公開をしっかりと書いてあるわけですよ。そういう考え方で全体を組み立てなければいけないと思います。ですから、私は、協力準備調査は対象外ということはありません。ただ、そのうちどんな手続でやるか、今おっしゃったように本当に煩雑になると困りますから、それは技術的な問題ですね。考え方としては、すべて対象ですよ。この点について委員の方は全く御異存ないと思います。現在やっているわけですから。現在のガイドラインを後退させない、これも最初の段階で確認しておりますから。世界の進んだものをさらに我々としては推進しよう。そうしないと国民の理解は得られないのは明らかです。国会で必ずたたかれます。間違いありません。明らかに世界でも最も進んだものにしないと国民の理解は得られません。これは財務省の方も言うておられた。必ずそうおっしゃる。どうですか、財務省の方。透明性ですね。これは明らかですよ。

早水委員、どうぞ。

早水委員 両者の言われていることはそんなに違ってないと思うのですが、「事前調査については政策の適用対象外」とはっきり書かれてしまったからちょっと議論になっていると思うのです。要するに、本体の事業についてその前段階から環境影響なり環境社会配慮をしなければいけないということは事務局は当然思われていて、そうすると、事前調査というのは事業本体の前に行くわけですから、その段階でできることがあるわけですね。その手続の中に入ってくるということもあるでしょう。ですから、もし事前調査の中でやれることがあればそこでやっていけばいい。ということで、私は前にも申し上げたかもしれませんが、これをアプリアリに外すというのはちょっと変であって、入ってくるのは当然入ってくるし、まさしく前におっしゃったように本体と一体なわけですから、ここだけ別ということではなくて、事業に関係あるものはみんな関係あるものとしてその範囲の中に入ってくるということをお願いしているだけであって、これ自身切り離して対

象である、ないという議論をしても余り意味がない。ですから、これ以上この点を議論しても時間がもったいないかなという気もしますけれども。

それでいいですよ。ここだけ絶対に外しますということではないですよ。事前の調査ですから、当然本体に関して事前に手続がいろいろあれば、この調査も関連してくるわけですから。そういうふうに私は理解しているのですけれども。

事務局（廿枝）　そうですよ。だから、まさに本体事業に関する環境社会配慮面の事前の情報公開ですとかそういったものを、環境社会配慮面を含む協力準備調査を踏まえてやる場合もあるかもしれないし、協力準備調査をやらずに相手国のF/Sに基づいてやる場合もあるわけです。だから、どういう調査で、どういう情報収集をしたかにかかわらず、逆に協力準備調査をやらなかったら何もしないのかということ、そういうことにならないわけですよ。環境ガイドラインでは、本体事業の環境社会配慮面についての情報とか懸念点といったものについて、なるべく早い段階でどこまで情報公開とか透明性高くやれるのかということ議論するのであって、同じことと言えば同じことなのですけれども、決して我々は透明性を後退させるとか、そういうことを言っているわけではないのです。

原科座長　それを誤解されないように。協力準備調査は対象ではないと言ってしまうと誤解されてしまうわけです。

早水委員　協力準備調査の中で行えるものがあれば、そこで手続きをやればいいわけですから。現地に行かれていろいろ説明したりする機会があるわけですよ。ですから、当然そこでそれをやられればいいわけです。ましてや、協力準備調査の中身についてきちんと御説明いただいてない間に、これは準備だから関係ありませんと言われてしまうと我々は困るので、準備調査はこういうものだということを踏まえて、また後で議論をすればいいじゃないですか。手続はどうかとか、ここは関係ある、関係ないとかいう話をすればいい話であって。

吉田副座長　これは協力準備調査ですから、協力の準備をするということは配慮をするということですよ。環境配慮も社会配慮もすると。準備をするということには、当然のことながら環境も社会のいろいろなことも配慮しますよということだから、全然矛盾もしないし、当然のことながら入っているということでもいいのではないのでしょうか。

原科座長　どうもありがとうございました。

ちょうど半分ほど時間がまいりましたので、この辺で休憩をとりたいと思いますが、何か手が挙がっていますので、どうぞ。

清水委員 済みません、私の方から今の点について少し意見等述べさせていただきたい
と思います。

まず世銀についてですけれども、確かに世銀の政策はJ B I Cさんが今回用意していた
だいたとおりにあるわけですけれども、だからといって世銀が準備段階で何もしていない
かということではなくて、非常にいろいろやっているということです。例えば、世銀の
場合、プロジェクトサイクルの中のプロジェクト準備の段階の前段階のプロジェクトの特
定の段階において、きちんとセーフガードが取り入れられる仕組みになっていて、さらに
公開されている。具体的には、Integrated Safeguards Data Sheet というものがありま
して、この中でセーフガードについても触れられています。例えば、10のセーフガード
があるうち適用される政策はどれかであるとか、今後E I Aが必要か否かとかということ
が書かれています。ではT / Aがすべて今言った Integrated Safeguards Data Sheet を
持っているかということ、そこまで確認できていないのですけれども、少なくとも一部のT
 / Aについてはそのようなセーフガードの政策は取り入れられています。また、I F Cで
もT / Aはセーフガードの対象だと理解しています。

この議論ですけれども、適用するかしないかという0か100かということではなく、
環境社会配慮にかかわらない部分も協力準備調査の中には含まれるのだらうと思いますけ
れども、含まれる部分については適用していくべきであると思います。

原科座長 ありがとうございました。

JBIC（岡崎） 国際協力銀行の環境審査室長の岡崎でございます。

今、吉田先生から、準備だから配慮をするのは当然だと。それは我々も円借款案件の準
備段階で相手実施機関に対して、本体事業で取り上げる以上はこういうことをやらせて
もらわなくては困るということを言います。しかし、今、清水さんがおっしゃいましたけれ
ども、準備の段階とデューデリジェンスのプロセスを一緒に考えてはいけません。要す
るに、準備の段階で相手国の実施機関に対して、円借款を供与する以上はこういうこと
をやらせてもらわなければいけません、そのことをやるために支援が必要であればお手伝い
もします。しかし、一たび本体事業として取り上げるときには、これはデューデリジェ
ンスのプロセスになりますから、きちんと環境社会配慮がなされていなければ融資が
できない、あるいはその準備が整うまでは融資はしませんよというプロセスに変わって
くるわけです。そこを一緒にしてしまうとおかしなことになる。準備をする段階で先進
国の援助機関として途上国にいろいろな形でお手伝いをする。その一方で、準備が整
ったと相手国が

思って要請をしてきた。我々はそれを確認をしていくというプロセスに入って行くわけです。その確認のプロセスの中でこちらが事前に要求していたことが実施されてなければ、その段階では融資を見合わせるということもあり得るわけです。あるいはもう少し準備に時間をかけましょうと言うこともあるのです。ですから、前々回のときに、ガイドラインの中で「支援」と「確認」という言葉をどう書き分けるかということで私も問題提起させていただきましたが、準備の段階で援助機関としてやるべきことと、一たびプロジェクトに対してローンを供与していくときには、我々が資金を供与する以上は条件としてやっていただかなくてはならないようなこと、契約書に盛り込むような内容について、それをきちんとやってもらわないことには、資金の交付をとめるとか、期限前弁済を求めるとか、そういうことがあるわけです。言葉で言うのは簡単で、実際に現場でどうするのかという難しい面はもちろんあるのですけれども、準備の段階で時間をかけてやっていくことと、その準備が整ったとお互いに考える、ないしは相手が考えて以降、デューデリジェンスのプロセスに入って行って確認をするところでの議論というのは明確に分けて議論していった方がいいと思いますし、そうすべきだと思います。

原科座長 おっしゃるとおりだと思います。環境社会配慮は両方の段階でやることは全然おかしくないと思いますけれども、極めて明確にクリアに分けておかなければというのはおっしゃるとおりだと思います。どうもありがとうございました。

2時間ほどたちましたので、ちょっと休憩したいと思います。10ほど休憩して、4時10分から再開いたします。

では、一応この案件形成はこの辺で切り上げたいと思います。次のところへ進みたいと思います。

それでは、休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時10分 再開

原科座長 それでは、再開いたします。

3番の「案件形成」のところは一応一区切りつけたということにいたしました。よろしいでしょうか。

それでは、4番に参ります。「スクリーニング(カテゴリ分類)」。

こういう調子だと長い時間がかかってしまうので、先ほど申し上げたようなことでもうちょっと総合的にやった方がいいと思ひまして、そういう意味では、本来は現行のガイドラインをお手元に置いていただいて、それから1ページから10ページまで全部見ながら、全体の整合性を考えながら確認した方がいいと思ひますけれども、今は少しブレークダウンしてこのようにやっております。きょうはこのガイドラインはお手元にないと思ひますのでできませんけれども、次回からはガイドラインを用意していただいて、それを見ながら、もうちょっとスピードアップする工夫をした方がいいと思ひます。

今、準備できますか。

事務局（廿枝） 現行の両方のガイドラインですね。

原科座長 いや、JICAのでいいです。前半の10ページ。もちろんJBICも持ってきていただければ。その前段のところ、手続に入る前のところの議論をしたいと申し上げたとおりです。セーフガード・ポリシーに相当しますから、JICAで言いますと1ページから10ページ、JBICで申しますと3ページから6ページとなります。基本的にはJICAのをベースにした方がいいと思ひます。それにJBICを加えて。

事務局（熊代） それを見ながらこの論点を議論するということですか。

原科座長 この流れでやった方がいいのかなと思ひます。例えば、お手元にないので私だけ読んで申しわけないのですが、「基本的事項」の1番に「理念」とあります。この表現。これはそんなに議論は要らないと思うのですけれども、一応中身を確認していただいて、この中でもう少し表現を変えた方がいいかなというようなことを個別に逐一中身を固めていった方がいいと思ひますね。固めるための議論の材料はここにありますから、これも整理していただいて。ということで順次やっていったらどうかなと思ひますけれども、いかがですか。例えば「理念」のところなんかはそんなに大きい変化はないと思うのですが、ただ、これでは積極性が足りないとかいうことがあれば少し加えてもいいのですけれども、そのようなことで進めていく。例えば「目的」とか「定義」ですね。「定義」は逆に何か問題があれば少し直します。基本的にそんな問題はないですね。むしろ3ページの「環境社会配慮の基本方針」の中身を追って行って。そうやっていきますともう少しスピードアップするかなと思ひます。

事務局（熊代） こちらの論点の方はどのように。

原科座長 こっちをベースにして、必要なところを参照していくというような。ここばかり見ていると狭くなってしまう。全体がどうなのかということが大事だと思うのです。

御賛同いただければ今の方式で全部やっていきますけれども、何か時間がかかりそうで心配なのです。特にセコンドしていただけないようなので、私はそう思いましたけれども……

吉田副座長 テキストがないからね。

原科座長 今のはきょうは難しいようですから、次回ということで試みたいと思います。

では、きょうは論点整理の5ページ、4番「スクリーニング（カテゴリ分類）」。5、6、7ですね。

スクリーニングは、現在、カテゴリA、それから次のページがエンジニアリング・サービスに関する記述、それからカテゴリC。ちょっとばらばらなのでわかりにくいのですが、A、B、CとJICAはありますけれども、それ以外にJBICはもう1つありますね。FIのことはどこを見たらいいですかね。これはばらばらになってしまうと全体像がわからなくなるでしょう。これを見ていて、やはりこっちの方がいいかなと思ったんですよ。

早水委員 今の点は多分資料のつくり方の問題で、正直に言えば私もこの資料は非常に議論しにくいなと思いつつ、事務局さんでつくられていたのでこれに従ってやってきたけれども、ここに書いてある事項は何か指摘があって変えたいと思う事項で、書いていない事項は変えなくていいと思っているということかなと理解しているのですが、いずれにしてもJICAとJBICとガイドラインの書き方が違ったりするので、私は毎回持ってきているのですが、やはり両方見ながらやっていく必要があると思います。

それが前提ですが、カテゴリAの定義のところでもJの意見があるのですが、相手国政府で詳細なアセスが必要とされるプロジェクトはカテゴリAに分類されるという点については、これはいろいろなやり方があるので「カテゴリ分類の定義として用いることは必ずしも適切ではないと考えられる」という御意見になっていますけれども、左側を見ると、カテゴリAに分類する要件は3つあって、まず重大な影響がある場合、それから複雑だったり予測が困難であるような場合、さらに相手国政府でアセスが必要だと言われているものは対象にすると言っているのです。この3番目のが要らないという意味なのですか。この3番目はこういう場合も対象にすると言っているだけであって、これだけにカテゴリ分類を定義しているわけではないので、常識的に考えれば、相手国でアセスが必要だと言っているものは当然それと同じ手続をガイドラインでやればよいので、それはアプリアリに対象にしていいと私は思うのですが、Jの意見は、この3番の「さ

らに」以下を外した方がいいという御意見なのか。もしそうであるとすれば私はちょっと違う意見なのですが、この御趣旨とこう書かれた意味を御説明いただけますか。

事務局（渡辺） 我々の経験から見て、環境影響評価制度は国によってかなり違いがあります。事業の分類の仕方ないしは求める手続について違いがあります。そういう意味では、このJICAのガイドラインではある手続をカテゴリ分類に基づいて求めようとするので、その求めようとする手続を決めるもととなるカテゴリ分類が相手国の制度適用によって違ってくるというのも問題ではないかと思っています。そういう意味では、新ガイドラインでは相手国の定めた環境影響評価というのはカテゴリ分類上の定義からは要らないのではないかと考えております。当然、相手国の制度に従うということは別途規定を置けば、相手国の制度に基づく手続は手続として行われることになるかと思っています。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今の渡辺さんの御説明は大変よく理解いたしますし、国によっては本当にこういう事業は環境影響評価が必要だということが書かれておらず、すべての事業において環境影響評価が必要であるととれるような法律を持っている国も実際にあって、そういう場合は一体どうやっていくのかというのは非常に疑問なところでもあります。ただし、今、早水委員が御指摘のように、相手国政府によって、国によるとは思いますが、環境影響評価が必要だとされた案件というのは、やはりその国のいろいろな文脈を踏まえて、相手国の当局が環境社会影響が大きいと判断した案件であることはあるわけですね。ですから、確かに一律に相手国でEIAが必要であればカテゴリAであるということは適切ではないのかなとは思いますが、1つの参考情報としてやはりこれは必要な文言ではなかるうかと思っています。確かに今のガイドラインのこの文だと、一律に必要なだと機械的にしてしまえばと思うかもしれませんが、書き方の工夫が必要であらうかとは思いますが、やはりカテゴリAの判断とかは、例えば国によって国土の広さですとかさまざまなバックグラウンドが違って、その国の環境影響評価法をもってこういう案件は環境社会影響が大きいと決められている案件もあると思いますので、1つの参考情報としては重要なものと思っています。

原科座長 今の関係ですか。では、福田委員、どうぞ。

福田委員 この点については、議論の前提として、どうしてこういう規定が入っているかということを考える必要があるかなと思います。私はこの点について余り明確な考え方

があるわけではないのですが、この規定はJ B I Cにはないのですね。J B I CのガイドラインになくてJ I C Aのガイドラインには今設けられています。J I C Aのガイドラインになぜこの規定　この規定というのは、先ほどの早水さんのおっしゃり方で言えば3つ目の点　が設けられているかという、J I C Aは現在の開発調査の中で相手国と共同で環境社会配慮調査を行うことになっていて、その中でどういうレベルの調査をやらなければならないのかということがカテゴリAになるかカテゴリBになるかで変わってくるという仕組みになっているのですね。カテゴリAと分類されると、J B I Cの場合であれば相手国で環境アセスメントをやって出してくださいと。Bについては、やってもやらなくてもいいけれども、あるものを出してくださいということになるわけですが、J I C Aの場合には、カテゴリAになるとE I Aレベルで環境社会配慮調査を行う、カテゴリBについてはI E E、初期環境調査レベルで環境社会配慮調査を行うというようなガイドラインの建てつけになっています。したがって、相手国でE I Aがもし必要とされているのであれば、日本側から見たらカテゴリBに見えたとしても、相手国と共同で行うところの環境社会配慮調査においてはE I Aレベルで調査を行わなければいけないよねということでこのような文言が入っているというのが私の理解です。したがって、J B I Cのように審査だけのことを考えればこのような相手国の制度を考える必要はないと思いますが、一方で、今J I C Aがやっているように一緒に調査を行うということで、それで相手国がE I Aを必要とするということになってくると、調査を共同でやるところのJ I C A側としてもE I Aレベルで環境社会配慮調査を行うことが必要だろうというのがこの規定の背景だと思います。

なので、この規定を残すか残さないかというのは、環境社会配慮調査以前に、ガイドラインが行うのは支援なのか確認なのかという話も話題になりましたが、今後ガイドラインの中でJ I C Aのアクションとして何を規定していくのか、例えば、協力準備調査をやりますという中で、J I C Aから見たらカテゴリBだけれども相手国ではE I Aを必要としていますという際にJ I C Aが何をすべきなのかという議論なのかなというのが私の理解です。

原科座長　今の御意見に対してどうでしょう。そういう御理解ということですか。

事務局（渡辺）　1つは、まず、いろいろなアクションをとるときのスクリーニングというのは最初のポイントになります。そういう意味では、最初のポイントとしては、このプロジェクトに対してどういう手続が必要になるのかというのをクリアに判断できるよう

なものの方が適当だと思っております。そうすると、国によりますけれども、例えば、ある国ではプロジェクト・ディスクリプションを出させてからどういう手続が必要になるかを相手国の環境省が判断しますということで、どういう手続になるかがスクリーニング段階ではわからないようなケースも生じるわけです。そういう意味では、まず最初のスクリーニングに使うには不適切な定義だと考えております。

もう1つは、相手国の手続として必要なことは当然のごとくやるわけです。ですので、必ずしもカテゴリ分類の定義に持ち込まなくても、別途、例えば相手国の環境影響評価法制度を遵守するといったような規定があれば十分なのではないかと考えております。

福田委員 今の渡辺さんの発言についてですが、1点は、カテゴリ分類は後ほど変更することが可能なので、最初の段階でわからない情報があるということをそれほど重視しなくてもいいのではないかと。プロジェクトの実施が進んでいく中で、やはりEIAが必要ですと相手国の法制度でなれば、それはEIAをつくらなくてはいけないということになるので、その際にカテゴリ分類を変更するというで別に問題はないのではないかと思います。それから、相手国の法制度上EIAが必要とされれば、EIAをやらなければいけない、それはもちろん相手国政府のアクションとしてはそのとおりだと思うのですが、JICA側のアクションとして何をやらなければならないかということがガイドライン上AかBかで変わってくるのでこういう書き方になっているということがあるので、その点だけ着目して議論するのはミスリーディングかなと思います。

私が申し上げたいのは、したがって、実際に新しい協力準備調査についてガイドライン上どういう規定の仕方をするのか、すなわち、例えば今のように、カテゴリAになったらJICAはEIAレベルで環境社会配慮調査を行います、カテゴリBであればIEEレベルで環境社会配慮調査を行いますといった規定を設けるのかどうかによって、カテゴリ分類において相手国政府の環境影響評価の必要性を勘案するべきかどうかは変わってくるのかなというのが私の意見です。

原科座長 今の件に関してはどうでしょう。即答は難しいかもしれませんが。

事務局（渡辺） 1つは、技術協力と資金協力とで性格が違ってくると思います。技術協力の場合は支援の要素がございますので、共同してという言い方は余り適当ではないかなと思っておりますけれども、少なくともJICAの調査結果を相手国が活用するといったような想定になるかと思えます。資金協力の場合、基本的には相手国の責任で行われることとなりますので、協力準備調査で少なくとも相手国の制度に基づく環境影響評価を支

援するという前提にはならないと見ております。

事務局（廿枝） カテゴリ分類自体は、相手国の法制度でどう規定されているか否かにかかわらず、事業自体の環境社会影響の大きさに着目してなるべく客観的に設定すべきではないかと思うのです。實際上、我々から見たらどう見てもカテゴリAだという案件にもかかわらず相手国政府ではE I Aが義務づけられていないケースも結構あって、その場合は、私どもの支援を求めるのであれば、あなたの国では法制度上求められていなくてもE I Aをやってもらわないと私どもとしては支援のしようがありませんということでE I Aをやってもらっているケースも多々あるわけです。

今議論されているのはその逆のケースなわけですけれども、その場合は、新J I C Aの技術協力的な側面、すなわち新しいガイドラインの各論のスキーム別に書き分ける部分の中で何らかそういう、必ずしもカテゴリAとは定義されないけれども相手国の法制度上E I A等が必要な場合は支援をするというようなことを盛り込めば、それはあくまで技術協力として行えばいいわけであって、新J I C Aの資金協力、それは有償に限らず無償もそうですが、支援を受けるためにはどういうことをしなければいけないのかというガイドラインが持つ相手国政府に対する予見可能性という観点から見たら、そこは法制度にかかわらず環境社会影響の大きさに応じてカテゴリ分類をするとした方がすっきりするのではないかと思うのですけれども。

千吉良委員 1つ質問なのですけれども、相手国でE I Aが制度上あるからという理由でAになっていて、実際、程度でカテゴリ分類したらこれはBだろうとか、そういう違いというのは結構出てくるものなのかどうか、感覚的なものでいいので、わかったら教えてくださいと思います。

事務局（渡辺） 済みません、余り数をカウントしたことがありませんけれども、基本的に、どちらかという、J I C AガイドラインでカテゴリAにしたもので相手国では環境影響評価は必要ないというケースがそこそこあったような気がします。

あと、1つ言い漏らしましたけれども、相手国の制度をどうするというのは、ガイドライン全体の手続が相手国の制度を使いましょうという思想になっていればこの定義は非常にわかりやすいのです。例えば相手国で環境影響評価を必要としない場合はカテゴリBまたはCにするというようなことがクリアになっていれば、それは1つのやり方だと思うのですけれども、ほかのことと並列して相手国の環境影響評価制度の扱いというのを出してくると、分類上は非常に解釈しにくくなるということもあるかと思っています。

早水委員 済みません、問題提起をした者としての意見は、いろいろお話を伺って、非常に難しいなとは思いますが。渡辺さんのおっしゃることもよくわかりますが、私もアセスをやっていたことがあって、環境影響が大きいかどうかなんていうのはまさしく予測してみないとわからないわけで、少しでも客観的に物差しがあってこれはAだとかBだとか言えるものがあれば使ってしまうというのもよくある手なので、そういった意味で、相手国政府がアプリアリに要ると言っているものをあえて外す必要はないのではないかと非常に単純に思っただけなのです。さっき渡辺さんがおっしゃったような、最初から先方政府でもスクリーニングをするようなケースは、それはアプリアリにアセスが要するというケースではないと思いますので、これには該当しないのではないかと思います。そういった意味で、私は、使える判断基準は使った方がいいと基本的には思います。逆のケースで、向こうで要らないと言っても我々が要ると思っただけのものはやるとするのは支援する側の判断としては当然だと思いますので、それを相手国に合わせる必要はないと思うのですが、広目にアセスなり環境配慮をきちんとやるという点では基本的にカバーすることが望ましいとは思いますが。ただ、一方で、廿枝さんがおっしゃったお話とか、その辺も理解します。結論としては、全体の中でこういう相手国政府の制度の取り扱いについて、どこか別のところにも出てくるでしょうから、そういったところとの整合を見て考えればいいかなと思います。

原科座長 スクリーニングを行って、非常に簡単なアセスメント、アメリカのNEPAで言いますとEA、Environmental Assessment 段階のもの全部、これは大変だと思います。でも、EIAは当然対象となる、普通はそう考えてもおかしくはないという感じがいたしますので、この辺も少し検討しましょう。そういうことを十分議論した上でこれは決めておりますので、この場ではこの辺にいたしましょう。では、このことはまだ結論を出さないようにいたします。

ちょうどこの例でわかるように、A、B、Cその他いろいろあります。だから、これはこの論点だけでは、これは意見をいただいたものしか挙がっていませんので、全体像がわからないので、こちらを見ていただくといいですね。今、追加で配っていただいたガイドラインの7ページから8ページにカテゴリ分類が書いてございます。7ページで、「JICAは、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて3段階のカテゴリ分類を行う」となっております。JBICはこの3つ以外にもう1つ、FIがありましたね。JB

ICのは配っていただいたかな。

事務局（廿枝） よろしければ、次回8月4日までに、決して新しいガイドラインの文書は入れないようにしますので、現行のJICAガイドラインと現行のJBICガイドラインのまさに座長がおっしゃった部分について一覧表にして、ちょっと構成が違ったりしているものですから、基本的にはJICAの現行のガイドラインを書いて、その横にJBICの対応する部分を書いたものを皆さんにお配りして、それでご覧いただいたらと思いますが。

原科座長 それは大変よろしいと思います。カテゴリFIというのが1つありまして、その辺がわからないと議論が進めにくいので、ではそのような作業をしていただきましょう。よろしくお願いします。

そのほか、この「スクリーニング」のところでございますでしょうか。

堀田委員 エンジニアリング・サービス借款の点に関してなのですけれども、たまたまカテゴリ分けの点に分類されていますが、幾つかほかにも関連して論点があるのかなと思っています。ここに書いてあることを見ますと、エンジニアリング・サービスは詳細設計等を実施するための借款なので、設計すること自体による環境影響は直接はない、したがってカテゴリAには通常分類されない、これはそういうことなのだろうと思います。ただ、実際には、ポツの1つ目の後半にありますけれども、「しかし、一部のE/S借款では、並行して準備工事や非自発的住民移転が行われるものがある」と。ここがいろいろな論点にかかわっているところかなと思うのですけれども、1つの考え方としては、並行して実際に準備工事等が行われているのだから、その実態に合わせて、カテゴリAが相当であればそう指定した方がいいのではないかと。これは1つの考え方だと思います。

しかし個人的には、ここで述べられているような問題に対するそういった方法は本質的な解決策にならないのではないかと思います。そもそもなぜかということなのですけれども、1つには、本来であれば詳細設計という枠組みでやるのが必ずしもその趣旨や実態にそぐわないものであるにもかかわらず、いろいろな現実的制約から、詳細設計の一部として、例えば世帯ベースの住民移転計画の策定ですとか、あるいはその後の執行に至るまでが支援されているといったような実態があるのかなと思います。もしそうだとすると、そもそも今言っている相手国政府の責任で実施するような部分と、詳細設計で技術協力を行っている部分とのいろいろな役割分担についても非常に複雑な問題が出てくるのかなと思います。ですので、そういったところを変えずに、エンジニアリング・サービス借款の

カテゴリ分けをAにすればその問題が解決するかというと、必ずしもそうではないのではないかと。むしろ、これは前の委員会でも申し上げたかもしれませんが、本来であれば詳細設計で今行われているような住民移転等あるいは環境影響の軽減策の計画・実施のいろいろな枠組みを広げて、本来独立した関連事業と以前申し上げたかと思えますけれども、そういった新しいサービスとして行う方が問題の根本的な解決策につながるのではないかと考えております。これはコメントですけれども。ですので、カテゴリ分けについてこの問題をこういった形で論じるというのは、1つにはそれも論理的ではありませんけれども、また実態と並行して議論する必要があるのではないかとと思います。

原科座長 ありがとうございます。

ただ、現状はこういうことが問題になっているということですね。

事務局（杉本） はい。ここで書かせていただきました趣旨としましては、過去と異なりますかこれまで、基本的には、最初に書いてありますとおり、エンジニアリング・サービス借款の場合には、この中にE I Aの見直しですとか住民移転計画の策定支援ですとか、そういったことが含まれる場合もありましたけれども、基本的にフィジカルな動きは発生しないということで、タイムフレームをそこで切って実施していました。要は、それが終わった後に本体の借款がつけば、その中で実際に入札等々が行われて土木工事なり何なりが始まるということで、時間としては一旦そこで切れていたということなのですが、御指摘のとおり、我々がどうというのかかわらず、これは実施機関側のやる気のあらわれと見えなくもないのですけれども、詳細設計と並行してどんどん準備を進めていきたいということで相手側がやってしまうというような……。

原科座長 支援側としてはブレーキをかけなくていいのですか。

事務局（杉本） ええ。

原科座長 それは危なくない？

事務局（杉本） 実態としては、そういうことについては抑える範囲で抑えるですとか、その次に本体に来た場合には、実際にガイドラインに沿った形でやられているのかということはある意味レトロアクティブのような形でさかのぼってチェックしていくというようなこともやっておりますけれども、カテゴリBに分類してやっているもので、形式と実態がそぐわなくなっているものがあるというのが実態だろうとっております。ですので、そこは堀田先生から御指摘のあったようなことも含めまして実態と形式を合わせてやっていった方がすっきりするのではないかと。E / Sも別にそこで終わりではなくて、その後

本体の事業が続いていくということがありますので、その後に来るものが何であるのかというのを認識して、そのカテゴリ分類を踏まえてやっていった方がいいのかなというのを、実態を踏まえた問題意識ということで書かせていただいているものでございます。

山下委員 この案件なのですが、私は、E / S 借款がタイド案件なのかアンタイド案件なのかで随分変わってくるのではないかと思うのです。タイド案件の場合は本体の方もタイドということで続く可能性があると思うのですけれども、アンタイドの場合はE / S 借款で終わってしまうケースもあるのではないかと思うのです。その場合は本体の方はほかのドナーから供与されるということで、重要なのは、このE / S 借款によってどのような事象が発生しているのかということに注目すべきだと思っております。例えば、E / S 借款を出したことによって準備工事とか住民移転等に何らかの関係があったということで、そういう事象が発生したということであれば、やはりJ B I C の責任を持ってそのところは見ていくべき話かなと思っております。

事務局（廿枝） この論点は我々みずから提示している論点ですが、考え方としては、先ほどの協力準備調査と同じく、別にそれ自体は環境社会配慮に何の影響もない、協力準備調査にしる、E / S にしる、あるいは詳細設計にしる、何も無いわけですがけれども、要は目指すところの本体事業に着目して、そのための準備なわけですよ、それを協力準備調査と呼ぼうがE / S と呼ぼうが、本体事業の準備であると。であるならば、目指すところの本体事業というものは一体どの程度環境社会に影響を及ぼし得るものだろうかというのをなるべく早い段階で想定して、本体事業に着目したカテゴリ分類を行って、協力準備調査にしる、あるいはE / S にしる、その中で必要な環境社会配慮に関する調査とか準備をするように仕向けるべきではないかというのが先ほどと一貫した考え方ではないかと私としては思います。これまでは、A D B もそうだからというようなこともあったのかも知れませんが、E / S 自体は別に環境を変えるものではないし、なおかつ、今あったように、必ずしも本体事業に結びつくとは限らないということでもあったわけですが、往々にして、E / S だけを取り出して借款をつけるという案件は、結構大型の事業ですので、そうすると当然のことながら環境社会配慮上もより注意すべき案件が多いということですから、そういう本体事業に着目すると、むしろ実態に即してカテゴリAとみなして…

原科座長 それならAもあり得ますね。Bだけでなくて。

事務局（廿枝） ええ、Aもあり得るのではないかと思いますけれども。

原科座長 だから、Bにするとこう書くのもちょっと変ですね。

事務局（廿枝） いえ、現状がBとしてやっているわけですね。

原科座長 だから補足で、何もガイドラインに書かなくて、まさに影響の大きさをチェックすればいいわけですからね。あらかじめBと書いているからどこか違うんですね。

中山委員 私もそう思います。エンジニアリング・サービスをつける借款の案件というのはかなり大型案件で、注目度が高いものですね。ですから、環境に必ず重要な 必ずとまでは言えないですけども、影響があり得そうな感じがしますので、ここは一律Bにしなくても、それに応じてやるというのは、周りの人から見て当然だと思います。

原科座長 廿枝さんのおっしゃったのはよくわかります。先ほどおっしゃったように、本体に一体化ですからね。だから、本体を見てその上でだと思います。だから、ここはこういう表現ではなくて、削除していい。これは余計なことですね。

堀田委員 ちょっと補足しますけれども、本体事業のカテゴリに応じてこういったエンジニアリング・サービスのカテゴリも分類するというのであれば、それはわかります。ただ、先ほど申し上げたのは、それはカテゴリの考え方ですので、どちらにカテゴリを分けたとしても、実態としてこの段階で行われるべき適切な配慮が本当にされる仕組みが整わないのであれば、形式上カテゴリAにして、みんながより注目するような、あるいは公開の度合いを厳しくするようになったとしても、必ずしも必要な配慮がなされないおそれがあるのではないかという意味です。

原科座長 それだけではね。でも、最低限それをやらないとうまくないですね。

高梨委員 そういう意味で1つ確認なのですけども、E/Sサービスというのはあくまでも詳細設計なので、それをもしカテゴリAにして環境配慮をするといったときには、要するにローンの中には環境配慮をするような資金的な手当ては入っていないわけですよ。もしカテゴリAだとしたときには、SAPMANとかSAPIとか、関連の費用を別途つけてカテゴリAを支援するような何らかのスキームがないと、カテゴリAだけを押しつけて 現場で調査団は一生懸命詳細設計するわけですから。それで彼らのTORというのは、例えば現地側の住民移転の問題について協力するとか干渉するとかいうのはきっと入っていないので、もしカテゴリAとした場合には、それなりの資金的ファンドなりを確保しないと、ただ単にカテゴリを変えただけということにならないかというのが若干心配なのですけども、その辺はどうなるのですか。

事務局（廿枝） 先ほども杉本が言いましたけれども、そこはE/S借款の中で住民移

転計画づくりの支援とかそういったものを行っている場合もあります。今までは一律カテゴリBまたはCとしつつそういうことをやっているわけですが、むしろアイデアとしては、本体事業がやはりカテゴリA案件であるということであれば、いずれ本体事業について新JICAの資金協力が必要だとすれば、E/Sをやる段階でそれなりの社会配慮とかの準備もやらないといけないんじゃないですかというようなことを申し上げて、向こうは、じゃあローンじゃなくて無償で支援してくれというようなことを言うかもしれません。それはそれでまた何か考えなければいけないかもしれませんが、いずれにしても、詳細設計をやることによってより具体の環境社会配慮が見えてくるという部分もありますので、詳細設計と一緒に、あるいはそれに引き続いて環境社会配慮面のより詳細な準備を一体としてやるというのは意義があると思いますし、それを現場でやられるコンサルタントの方に押しつけるわけにもいかないので、それはちゃんと我々として資金手当てを考えるというのは当然だと思います。

原科座長 むしろAになる可能性があった方がそういうことは進みやすいですね。最初からBとやってしまうと、資金を手当てする根拠がなくなってしまう。

事務局(杉本) あと、考え方として、どこで切るかという話なのですけれども、現状でも、E/S借款で、本当に設計のみを行いますという場合についてはカテゴリBということでやっています、それで特段何か問題があるというわけではない。ただ、ここで挙げていますのは、E/S借款と言いながらその中で相手側がいろいろな準備工事をやってしまう場合、もしくは、数はそんなになかったはずですが、E/Sの中で住民移転関係のいろいろな準備工事をローンの一部として含んでしまうような場合がありますので、そういった形態の、E/Sとは言いつつ、その枠内、そのタイムフレームの中で物が動くもの、物理的な動きがあるものについて実態を踏まえた形でカテゴリ分けを行うという整理もあると考えます。ですので、この論点の1ポツで書かせていただいた「しかし」以下の事象が実際に出るとということが案件準備なり審査の段階でわかっているものについては、それを踏まえてカテゴリ分けを行うというような考え方もあるのかなと思っています。

原科座長 どうもこれはBとするのではなくて、むしろ削除した方が簡単でいいんじゃないですか。「世界銀行では、事業の規模・特性に鑑みた分類を行っている」ということで、Bに限定しないでいいんじゃないですか。

福田委員 今議論されているのは、例えば詳細設計のみを行うE/S借款というのが理念系だとすると、その中で早く事業が進展してしまっていて土木工事が一部始まってしま

っているような場合ということだと思います。それについては、私は、今議論されているとおり、基本的にはカテゴリ分類というのは本体事業の環境影響の大きさに基づいてやるべきだし、例えばAであればAと位置づけることで、相手国にきちんとこういうことをやってくださいというのを示すことができるということなので、今の議論の方向性で問題ないのではないかと考えています。

一方で、私が若干気にしているのは、E / S 借款の中で環境社会配慮に関する調査を行う場合がありますよね。例えばE I Aのレビューを行う場合であるとか、今議論されていた住民移転計画の案がD Dと一緒につくられる場合であるとか。こういったときに一体相手国が行う環境社会配慮、あるいはそれに対してE / S 借款を通じて行うJ B I C、今はJ B I Cですけれども、新J I C Aの支援というのがどうやってきちんと外に公開されるのだろうということを実は気にしているのです。先ほど協力準備調査の議論をしていて、協力準備調査については、例えば報告書は公開してくださいというようなことを一方で書くとして、E / S 借款で似たような作業がローンのお金を使ってやられることがあって、その部分については今のガイドラインでは何も書かれていなくて、では報告書で公開されるのか、そのプロセスでどういう環境社会配慮手続がとれるのかというのは実はわからないのです。その点についても一定程度対処する必要がE / S 借款についてはあるのかなと思いました。

事務局（杉本） その中の特にE I Aについては、E / S で見直しが行われているとすれば、当然、当初の要請時点で内容が不十分なので見直しているということですから、通常は次の本体借款を審査するときに、今、ガイドライン上で求めている通り、それまでにE / S により見直し・アップデートされたバージョンが相手国政府内で承認されて、L / Aの120日前に相手国で公開され、J B I Cの手続においても公開されるということなので、プロセスを踏んでやっていくということになっていますので、ガイドライン上求めているE I Aについてはそこは公開されるという手続を通常とっています。

原科座長 それ以外もこれからどうするか考えるべきだということだと思いますが。

福田委員 何かこの議論はどこか別の場所でしたような覚えがあるのですが、例えばJ B I CがE / S 借款の中でコンサルタントを雇ってE I Aのレビューを行って、これについてもきちんと対処すべきでしょうというものを相手国に出したとして、相手国がそれを国内の手続でE I Aとして承認すればそのような手続になると思いますけれども、必ずしもその手続に乗らない場合もあると思うのです。相手国のE I Aは相手国のE I Aで既に

承認されてしまっている。ところが、これをJICAが後から見て、ちょっとここは足りないんじゃないかということで、調査のお金をつけて調査をする。しかし、この調査の内容そのものは相手国制度ではEIAとしては必ずしもフォーマルには扱われていない場合があり得ると思うのですけれども、こういう場合はどうなるのでしょうか。

事務局（杉本） もともとのバージョンがEIAだ、これ以上のものはないと相手が言い張った場合だと思うのですが、個別の事例がどうというのは今ちょっと頭になくて、あくまでも一般論ですけれども、E/Sの審査のときに不十分だから見直すというふうに判断しているはずですので、それがそのまま出てきても、これでは不十分ですね、追加で国として手続に沿って承認したもの、もしくはしかるべき手続に沿って承認したものを出示してくれないと本体の方には行けませんねという話に当然なると思います。

千吉良委員 今のE/S借款の話と、先ほどの協力準備の話と、岡崎さんの話を聞いて思ったことがあるのですが、両方とも本体事業につなげていくのを前提に環境社会配慮をやっています、協力準備についてはガイドラインの対象だとか対象ではないという議論をずっとして、何でかなと思っていたのですけれども、要は、E/S借款にしても協力準備にしても、本体事業につなげられないものがある。こちらからこういうことをやってくださいと言っても向こうが守ってくれない、働きかけはしたけれども結果が出せない、本体事業にはつながりませんというときに、ガイドラインの対象だとかそういう議論というのは、一体JICAにその責任があるのかどうか、要するに結果責任をとるのかどうかという議論と関係してくるのかなと。要は、働きかけたけれど守ってもらえませんでした、そのかわり、その協力準備調査の結果を使ってほかのドナーがファイナンスをしましたというときに、JICAとしては協力準備調査の段階とかE/S借款の段階でかわっていったにもかかわらず相手にそれを守らせることができないというときに、例えば協力準備調査はガイドラインの対象かどうかというのが1つ 이슈になるのかなという気はいたします。これは感想ですけれども。

原科座長 でも、それは予見できませんね。

事務局（廿枝） ええ。新JICAが責任を負う場合として我々が想定するのは、協力準備調査なりE/S借款で、環境社会配慮面で、もし本体事業で新JICAの例えば円借款の支援を受けたいと思うならばこういう条件をのんでくださいよということを我々が言いましたと。通常、我々が相手をするのは事業実施機関ですので、例えば道路案件であれば日本で言う国土交通省みたいなところ、ラインミニストリーを言われているところす

ね。ところが、円借款の場合は、そうは言っても借金をするので、相手国の財務省に当たる場所の許可が要るわけです。あとは全体をコーディネートしている計画庁みたいなところがあって、ラインミニストリーは、わかりました、やりますと言ったのだけれども、数カ月たって、この条件はのめませんということになりましたみたいなことが出てくる場合があるのです。そのときに、しょうがないですねと言って安易に妥協して我々が借款をつけてしまい、そうしたら案の定問題が発生しましたとなったら、それは確かに新JICAとしてちゃんとすべきことを最後まで貫くべきだったんじゃないのかという意味での責任は問われることがあるのかもしれませんが、我々としてはこれが必要なんじゃないかと是々非々で求めたにもかかわらず、相手方がのめませんと言ったので、では申しわけないけれども他を当たってくださいとなって、どこか他のドナーがやったら案の定問題が発生しましたというところまで我々として責任を問われるというのは非常に難しいかなと思うのです。

千吉良委員 まさしく我々も民間銀行で、赤道原則とか、ファイナンスアドバイザーを対象にしているのですけれども、お客さんに働きかけなければいけないというところまでが決まっているのですけれども、働きかけるというのは結果まで出さなければいけないのかと。我々が言って向こうが守ってくれなかったらそれでいいのか、あるいは向こうに守らせるところまでやらなければいけないのかという面が1つイシューとしてあるということなのです。

原科座長 今の関係ですか。では、満田さん。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今の議論で意見を申し上げたいと思っているのですが、私は、E/S借款であっても新JICAがある程度責任を負っていると思っていますのです。それは、E/S借款中にいると調査なりを行って、本体事業に入る前に改めて環境社会的な影響を問うという意味での責任はもちろんあると思っています。ただ一方で、E/S借款であろうともそれは借款として見て、日本の方で支援をやるということをかんがみれば、E/S借款としてその前の段階で事業の規模・特性に応じてカテゴリ分類をして、E/S借款をつけて果たしていいのかどうかということは審査するべきではなからうかと考えています。

という意味で、この論点表の中にはCというのも置いてますね。これはJICAさん、JBICさんの説明もこのようなことを考えていらっしゃるのではないかと考えております。この左側に書いてあるのはあくまで現行のJBICのガイドラインのものなので、J

ICA・JBICとしてはこちら辺は事業の規模・特性に応じて運営されるのかなと思っているのですが、改めて意見を申し上げます。

原科座長 今回の件はどうでしょう。そのようなことで。

今の関係ですか。

清水委員 流れはくんでいますが。

原科座長 済みません、とめてしまったみたいで。では、清水委員、どうぞ。

清水委員 流れはくんでいないかもしれませんが、私の意見として最初に書かせていただいて、基本的に新JICA側としてもそんなに意見は違わないのかなと思って安心しているところなのですが、この論点のところでは出していなかったけれども1つ気になっているところがあります。現在、詳細設計についてはJICAでは調査の終了後公開しているわけですが、JBICの方ではこのエンジニアリング・サービス借款でやられているものについて公開されていないと理解しています。詳細設計ですとか、それと並行して実施される住民移転計画なんかは、例えば道路とか洪水制御なんかの場合には、その線形や幅によって、だれが移転するのか、何人移転するのかということが大幅に変わってきますので、重要な環境社会配慮文書だと考えていまして、今後新JICAになった際には当然この文書も公開されるべきであると考えていますが、いかがでしょうか。

事務局（廿枝） E/S借款の場合、まさに借款ですので、E/Sの結果として出てくる詳細設計というか、通常は入札書類という形になるのですが、それはまさに入札を公示する段階にならないと公開しないというのが通常です。そもそも本体事業としてやるかどうかというのは、E/Sが終わった段階では相手国政府も意思決定をまだしていない段階ですので、本体事業に進むという意思決定をし、さらに資金手当てとして改めて円借款を要請する、借金を負ってまでやると相手国が決めて、我々は我々で審査をして、審査もクリアして円借款を供与し、では入札を公示しましょうという段階で初めて公開するのが、入札への参加を目指して方々に対しては一番フェアなやり方だと思います。

他方で、おっしゃった、入札書類そのものというよりは、E/S借款の結果、あるいはその付随するものとして住民移転計画とかEIAのレビュー報告書といったものはどうするのかということについては、これはまさに環境社会配慮ガイドラインの手続にかかわってくると思いますけれども、こちらは、先ほども杉本が言いましたように、E/S借款の対象となった本体事業について相手国政府が改めて相手国政府の中で意思決定して、これは円借款を要請しようと、あるいは無償という場合も新JICAの場合はあるのでしょうか。

けれども、いずれにしても新JICAの資金協力を要請しようということであれば、そこからガイドラインの手續にまた戻ってきて、E/S借款としての手續が一旦終わった後に今度は本体事業としての手續に戻ってきて、EIAであるとか、あるいはEIA以外のRAPとかそういったものをどうするのかというのはまたこの後議論になるわけでしょうけれども、それはそれで本体事業の環境レビューのプロセスの中で、どのタイミングでどういう情報を公開していくのかという議論になるのだと思います。

清水委員 ありがとうございます。

そうしますと、E/S借款の中で作成された詳細設計とか住民移転計画というのは、調査終了後公開されるというよりは、要請があったときのみ公開するということなのでしょう。今後これから議論することになるのでしょうか。NGO 提言書では、協力準備調査が終わった段階で調査報告書を公開するべきだと提言していますが、これについても、要請があったときのみ公開するのではなくて、調査が終了した段階で公開するのがいいのではないかと考えています。E/S借款ですと、ほぼ確実に要請があるような事業ばかりだと思うので、恐らく事業化に進むだろうという観点から考えても、できるだけ早期の段階で住民移転計画なり詳細設計を出すというのは非常に重要なことだと考えています。

事務局(廿枝) 清水さんがおっしゃるように、協力準備調査にしるE/S借款にしる、我々としては限りなく本体事業につながることを想定してやっているわけです。よほど、例えば詳細設計をやって試験的にボーリングをやってみたら誰も予想しなかったような岩盤があることが、あるいは地盤がすごい弱いことが判明して、ちょっとこれは難しいというような場合はもちろん例外です。E/S借款をつけてみたけれども、それはE/Sで終わりで、本体事業には進めない、それは物理的に進められないという話ですけれども、そういうことでもない限りは、E/S借款にしる協力準備調査にしる、相手も我々も、本体事業について、他のドナーに持っていくのではなくて新JICA自身が支援するのだということを想定してやっているわけです。ですから、結果的には、御心配されているような、E/S借款をやったにもかかわらず、入札書類は入札のときにしる、それ以外の環境社会配慮に関するような情報について表に出ずじまいだったというケースは稀なのではないかと思えます。それは協力準備調査にしても同じだと思いますけれども。

原科座長 要請があったときしか公開しないというのではなくて、基本的に公開だという格好にしますかという質問だと思うのですが。

事務局（廿枝） 協力準備調査の報告書の公開について言えば、それは論点としてはいただいていますけれども、協力準備調査の中の環境社会配慮面に関する情報については、環境社会配慮の手続の中でどのタイミングでどのように公開していくのかというのはきちんと議論していくべき重要な問題だと思っています。ただ、環境社会配慮以外のいろいろなものを含む協力準備調査報告書そのものをどのタイミングでどのように公開するかというのは、これはむしろ新JICAとしての情報公開一般のポリシーとして議論しなければいけない話だと思っています。確かに今のJICAの調査報告書の公開の方針とJBICの公開の方針ではかなり違っておりますので、それはそれで、1つの組織になる以上はある程度統一された方針でやらなければいけませんねという議論は別途しているのですけれども、それは環境社会配慮というよりは新JICAの情報公開ポリシーの話として、今、統合に向けて議論しているということです。この委員会で御議論いただきたいのは、協力準備調査であれ、相手国のF/Sであれ、本体事業の環境社会配慮面の情報について、ガイドライン上どのタイミングで、どのように、どの範囲で公開するのかということをお話しください。

JBIC（岡崎） JBICの環境審査室の岡崎です。

情報公開の点でJICAとJBICで1つ根本的に違うのは、JBICがE/S借款を供与して行われた結果としての成果物は一義的には相手国に属しますので、相手国が公開するかしないかということの実権を握るわけです。JBICとしては、その協力をお願いして公開するということはあるとしても、その成果物は相手国に帰属します。そこがJBICとJICAの基本的な違いなのです。ですから、今、廿枝が申し上げたとおり、新JICAとしてそこをどう考えるかというのが議論すべき点ではありますけれども、一義的には円借款で借金をしてまで行った結果としての成果物というのは相手国側に行ってしまうので、それをどう公開するかということに関しては、現時点ではJBICだけの判断では決められない状況になっています。

福田委員 これは今の論点と別のところで議論になるべき話なので、今この点についてレスポンスするのが正しいのかどうかよくわからないのですが、いいですか。

原科座長 余り時間を使いたくないけれども、では一言。

福田委員 今、岡崎さんがおっしゃった点については、JBICとしてE/Sの中でやる調査を公開しますよという前提でE/Sをつければいいというだけの話なので、最終的にだれの報告書になるのかというのはそれほど重要ではないと思いますし、もっと言えば、

現在SAPROFなりSAFのスキームで行われる報告書はJBICの持ち物なはずですが、これも公開されていないので、その点が今JBICがいろいろなものを非公開にしている理由ではないのではないかなと思います。

原科座長 情報公開は大事なポイントですから、これは別途改めて議論いたします。

それでは、スクリーニングの件でほかにございますでしょうか。

そろそろ先に行きたいのですが、ノンプロジェクト借款。

清水委員、どうぞ。

清水委員 ノンプロジェクト借款につきましては、前回、直前に資料を配付させていただいたのですが、きょうは皆さんお持ちでしょうか。結論の部分だけ論点の方に少し書いていただいているのですけれども。

原科座長 いや、持っていないですね。

では、きょうちょっと用意していただいたら。すぐできますか。大した量じゃないでしょう。何枚ぐらいですか。

清水委員 大した量じゃないです。3ページです。

原科座長 では、追加で配布をお願いします。

清水委員 ありがとうございます。

では、もう話し始めてしまってよろしいでしょうか。

原科座長 どうぞ。

清水委員 現在、政策借款はJBICの実施状況確認においては10件あったとされているわけですが、すべてカテゴリC案件に分類されています。内容としては、貧困削減とか成長の達成を目指す国家戦略を支援するものとか、色々なものがあります。政策借款と普通のプロジェクト借款というのは質は違うものですが、相手国に環境社会影響を及ぼすという意味では同じです。しかし、ノンプロジェクト借款については、カテゴリCに分類されているということは全く環境レビューを省略するということですので、必要な場合には適宜A、Bを実施するべきであると考えています。

例えば、現在のJBICの政策借款の中には、土地ですとか森林制度の改革等、当該国住民に大きく影響を与えるものもありますし、インフラセクターに関する政策借款もあります。ここに挙げたのはインドネシアのインフラ改革セクター開発プログラムとタンザニアの政策借款ですが、例えばインドネシアの場合には用地取得にかかわる実施細則策定ということもしています。また、現在のJICAのガイドラインにはSEAの考え方

というものがあありますけれども、J B I Cが現在実施している政策借款の中には、恐らくS E Aもできる限り盛り込んだ方がいいのだろうと思われる部分もあります。ここに挙げたのはベトナムとカンボジアの案件で、インフラストラクチャー、土地・森林、水、環境計画作成プロセスであるとか、土地・天然資源管理の各分野における政策・制度設計というものです。今御説明したのが、J B I Cの現在実施している政策借款においてもう少し環境レビューなりガイドラインの中で規定した方がいいと思われるポイントです。

一方、情報公開については、事前評価表を公開していますがけれども、それ以上の政策借款に関する関連資料は全く公開していないという状況です。

一方、世銀とA D Bはどうしているかといいますと、まず審査、環境レビューという点におきましては、世銀ではセーフガード政策の中に含まれているのではなく、環境政策借款に関する政策というのが別途ありまして、この中で、キーとなるステークホルダーの協議であるとか、負の影響の緩和であるとか、正の影響の増大に関する借入人のシステムとその影響を示すこと、それから、その影響とシステムにギャップがある場合にはそれを埋める対策を立てるということが規定されています。A D Bにおきましては、環境政策においてプログラムローンの環境アセスに関する規定がありまして、ここでも質的な評価をすることが盛り込まれていますのと、S E Aを適宜プログラムローンに適用することが掲げられています。

次に、世銀とA D Bの政策借款における情報公開の状況ですけれども、一言で言えば、政策借款に関する一体どういう政策を変えようとしているのかということについて、非常に詳細にわたるドキュメントが公開されています。

結論ですけれども、政策借款はJ B I Cの全案件の中でも比較的案件が少ないことであるとか、それから、「多くが」と書きましたけれども、すべてかもしれませんが、そのほとんどが世銀との協調融資であるため、改めて移転審査方法についてガイドラインを規定する必要はないと考えますが、一方で、一概に今のようにすべてカテゴリCとするのは適切ではないと思います。

ただし、政策借款は、その影響の性質、審査の方法が通常の案件とは異なりますので、現在のカテゴリA、B、C、F Iとは別に、例えばカテゴリP、ポリシーのPを設けて、カテゴリPの場合には必要に応じて世銀・A D Bの政策借款に関する部分を参照して審査を実施していくことが望ましいと考えています。

3点目の結論は、情報公開について、日本の援助機関としての説明責任を果たすという

意味でも、政策借款関連の主要文書を公開するべきであると考えていますけれども、果たして日本政府もしくはJ B I Cと相手国政府が政策借款関連の主要な文書でどういうものが二者の間にあるのかがわかりませんので、ここにはただ単に文書を公開するべきであると書きました。どのような文書があるかについても教えていただけたら幸いです。

以上です。

原科座長 それでは、今の件、いかがでしょうか。

事務局（杉本） 頭の2つの点についてなのですけれども、現在一律Cとしているものについて、内容を踏まえて必要に応じてC以外のカテゴリとして環境社会影響評価を見ていくべきではないかという点については、難しい点もあるかなとは思っておりますけれども、その必要性については、実際にそのほとんどの案件が世銀・ADB等との協調融資でやっているということもありますので、その点については今後検討していきたいと思っております。

また、ここ何年かの政策借款について、世銀のものだけですけれども何十件か理事会ペーパーをダウンロードして、どんなことが書いてあるのか見てみたのですが、結構まちまちで、少ないものは半ページぐらいから、多いものは1ページ半ぐらいで、物によっては、「負のインパクトはない。以上」のような記述も存在します。また、オペレーションマニュアルにおいても、具体的にどう記述するというよりは、こういう点に留意して検討していくべしというような形なので、仮にレビュー結果を書くと規定するのであれば、どのぐらいのことを検討するのかというのを考える必要があるかと思っておりますけれども、どの程度までできるかということも含めて、検討していきたいと思っております。Pにするのがいいのか、もしくは一律にCとしないで、Bにして実際に中身について検討するというところで実態面の担保するのがいいのか、その辺もあるかと思っておりますけれども、検討していきたいと今思っているところです。

原科座長 あと、情報公開の方。

事務局（廿枝） 情報公開のところですが、政策支援借款は、おっしゃるように、通常、単独というよりは世銀とかADBその他のバイのドナー、いろいろなドナーと協調して行う場合がほとんど全部と言ってもいいと思います。我々のようなバイの援助機関が特定の国の政策を変えることを提言するというのは政治的な問題もあって難しいということもあって、あと効果としてもレバレッジが大きいということもあるのでしょうけれども、いろいろなドナーと一緒にやっているということでございます。政策借款ですから、当然のこ

とながらプロジェクトの詳細設計とかそういうことはもちろんなくて、基本的には相手国の政策状況を分析したような文書とか、これまでの政策の履歴を評価したような文書とか、あるいは、それらも踏まえて、今後いつまでに具体的にどういうものやっていくのかという、いわゆるポリシーマトリクスと呼ばれるようなものについて、ドナー間と相手国政府で議論してやっていくということですね。

ですので、政策借款について中身がわかりにくいということは外部の方から見るとあるかもしれませんが、私どもも、政策借款であっても、他のプロジェクト借款と同様に事業事前評価表というのをホームページで公開しておりますけれども、政策ですからどうしても中身は抽象的な文言が並んでいるということで、なかなか実態がつかみにくいというものはあるかもしれませんが、そこは私どもの事業事前評価表での説明の仕方についてもうちょっと考えなければいけないと思うのです。ただ、一次資料として相手国政府と議論をする資料をどこまで出せるのかというのは、それは国によっても違うでしょうし、他ドナーの扱いとも平仄を合わせる必要があると思うので、なかなか一律に、こういう文書は出せる、出せないという議論はしにくいのですけれども、何でもかんでも公開すると、それだけ内容が薄っぺらいものになってしまう、つまり公知の情報に限ったようなものになるということがあって、踏み込んだ政策対話というのが、あるいは我々が欲しいような、美しい話ばかりではなくて実際はこういうこともあった、ここが難しいのだというような本音の部分をいかに引き出すかというのが我々の政策対話の肝になりますので、そこは一次資料をすべて公開するというのはなかなか難しいとは思いますが。ただ、御提案のとおり、政策借款の中で環境政策に関するものを含むものもありますので、そういった部分については、政策借款一般の情報公開の問題というよりは、むしろ今回御提案いただいている、新たなカテゴリを設けるのかどうかはともかくとして、一律にカテゴリCということではなくて、もうちょっと政策借款についての環境社会配慮に関する情報公開という側面からその部分についてこれまで以上に情報公開できないかどうかということについては検討したいと思います。

清水委員 ありがとうございます。前向きに検討していきたいということで、よかったと思うのですが、何でも私がここで提案させていただいたかということ、幾ら世銀であっても、政策借款については 政策借款について「も」かもしれませんが、過去非常に多くの失敗があって、いろいろ深刻な被害をもたらした政策借款があったということで、J B I Cさんにもぜひ頑張っていただきたいと思ったのが1つです。

例えば、この例の中でインドネシアのインフラ改革セクター開発プログラムというのを先ほど御紹介しましたけれども、ここまでインフラにかかわるような政策を政策借款の中で進めている一方で、インドネシアに行ってみると、法律文書で確認したわけでもないのですけれども、現地の大学関係者なんかに聞くと、例えば住民移転計画に関する公開規定がないであるとか、住民移転に関連する政策を見てみると、セーフガードという側面よりはむしろ、公共用地としてインドネシア政府がインフラ開発を進める場合にはどんどん土地収用しようというような趣旨の法令とかがあるわけです。一方で、J B I Cとか世銀とか A D B は住民移転政策なんかで非常に懇切丁寧な住民への配慮を掲げている。その部分の一貫性をぜひとっていただきたい。結局、政策借款の中で規定された用地取得にかかわる実施細則策定であるとか細かい規定というものは、後で J B I C が支援するときのプロジェクトにかかわってくる話だと思いますので、そこはきちんとやっていただきたいと思っています。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。

福田委員 メコン・ウォッチで一時期カンボジアの森林問題について世界銀行の政策借款を扱ったので、その経験をお話しさせていただきたいと思います。

この政策借款の問題というのは2つの側面があると思っています。

1つは、政策借款を出すときに、その求める政策変更、政策改善の持つ影響をどのぐらい意思決定の段階できちんと調査し、それが求める政策変更の中に反映されているのかどうかという、いわゆる環境社会配慮の問題が1つあると思います。

もう1つは、実際にそれを出した意思決定の後に、先ほど御紹介がありました、通常はポリシーマトリクスというのが用意され、第1回の支払いまでにはこれをクリアしなければならない、第2回目の支払いまでにはこれをクリアしなければならないという形の約束が相手国政府から提出され、世銀なり A D B なりでは、その政策課題をクリアしたかどうかに基づきお金を実際に支出していくというやり方がなされていて、市民社会としては、実際にこの約束が守られているのかどうかというところについてインプットすることを通じて、世銀や A D B によりよい働きをしてほしい、本当にきちんとした政策改善につながるような政策借款にしてほしいということを言っています。

私が以前見ていたものが、世界銀行が融資していたカンボジアの森林セクターに対する融資でありました。これは、カンボジアの森林セクターにおいてコンセッション管理を改

善しようということで、コンセッション管理について改善計画をカンボジア政府が立て、これに基づく世界銀行の政策借款がパイロットプロジェクトということで出ていました。いろいろなことがあったのですけれども、1つは、この事業は世界銀行のインスペクションパネルの対象になった初めての政策借款ということになります。実際にこのコンセッション制度、要するに森林の伐採権を得ながらいい加減なことをやる伐採権の対象地に住んでいる人たちが、世界銀行の異議申立手続であるインスペクションパネルに提訴し、実際にパネルは現地調査を行って、相当多くの政策違反があったということを認めています。この中で1つ大きかったのは、世界銀行はこの事業をカテゴリAに分類し、きちんと環境影響を評価すべきであったということがその中の1つの内容として出てきています。これは世界銀行のインスペクションパネルのウェブサイトには報告書等はすべて公開されていますのでごらんいただけるのですが、実はこのコンセッション制度というのは、森林そのもの、要するに森林伐採の状況であり、それに頼って生きていく人々の生活に多大な影響を与える制度でありまして、実際にこれについて変更を加えるというのは、そこで生活している地域住民にとってみれば本当に死活問題だったわけです。ところが、このプロジェクトは政策借款でカテゴリBに分類された、それできちんと環境影響を見なかったということで、政策違反であったということが後にインスペクションパネルによって指摘されています。そういう意味では、先ほどの議論でBに分類することもあるだろうという話でしたが、実はAに分類すべきものも多分出てくるのだろうなということが1つあります。

もう1つは、このパイロットプロジェクトの中で、世界銀行は実際にそのときにカンボジアで活動している伐採権者に、詳しい名前は忘れましたが持続的森林管理計画みたいなものを作成させるということになって、これを世界銀行がレビューして承認するという仕組みを導入したのです。これがきちんとクリアできたかどうかということでNGOと世界銀行の間で議論になって、実際には世界銀行は、NGOから見るとラバースタンプを押していたということで多大な批判を後ほど浴びるわけですが、実は、こういう対話が世界銀行とNGOの間で可能だったというのは、まさにこのデベロップメント・ポリシー・レターというのが公開されていたからなのです。NGOとしては、世界銀行が一体どういったことをカンボジア政府に義務づけているのかということがわかり、これは公共政策の問題でありますから、まさにその地域で活動しているNGOなりさまざまな森林の専門家は、この事業について世界銀行が実際に起きているものを見てお金を出すのかどうかということに非常に注目していたわけです。これがもし非公開であればこういった活動は

できずに、世界銀行は、よりきちんとした現場からの情報に基づかずにどんどんお金を出してしまい、最終的には予定されていた政策改善は達成されなかったということがあります。したがって、政策借款を出す際に、実際にその国の政府が何を約束したのか、そしてその条件が満たされたと考える融資側の根拠は何なのか、これがレポートの内容ということになりますが、こういったものが公開されるということは、政策借款が実際に効果を発揮する上でも非常に重要なことだと思っています。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。

今の件でよろしいですか。そういう具体例を御紹介いただきました。

清水委員 質問を1点だけ、いいですか。

協調融資の件なのですけれども、現在JBICがやっている政策借款はすべて協調融資と考えていいのでしょうか。

事務局（廿枝） いや、すべてではないですね。だけど、ほとんどが協調融資だと思います。

清水委員 すべてではないとすると、はっきり言えば、実質的にはJBICが協調融資している場合には、世銀・ADBから文書入手して、大体どういうことをやっているのかということが外から見てわかるわけですが、単独でやっている場合もあるということになると、政策の内容についてほぼ完全に非公開な状態になってしまいます。そうすると、もう少し情報公開の件につきましても議論させていただきたいと思います。先ほど、そもそも情報公開について難しいというお話をいただいたのですけれども。

事務局（廿枝） いや、ですから、まず事業事前評価表というのが今あるわけですね。さっきちょっと確認したら、そこにはポリシーマトリクスの概要も全部載っているのですけれども、政策・制度借款一般の情報公開というのは、この委員会で議論というよりは、必要があればまた別途の場で御議論させていただきたいと思います。先ほど福田さんからあったように、政策・制度借款でも環境社会配慮にかなり直接的に影響するものもあり得るので、その部分については環境ガイドラインの中でどう位置づけるのか、Pというのがいいのか、あるいはBとかAにカテゴリーの余地を残すのがいいのかというのはまた検討の余地はあると思いますけれども。

原科座長 よろしいですか。

JBIC（岡崎） 先ほど福田委員が紹介されていた政策借款、最近ではここで紹介され

ているDPLとかPRSCは、トリガーといいまして、条件が全部満たされたところで理事会に行ってお金を全部一遍に出してしまう。その段階では、それ以前に途上国と世銀・ADBとの間で協議されていたものが達成されたということで理事会に行くのです。タンザニアで第5次とありますけれども、ステップとして、そこでやったことが効果を上げているかどうか、あるいは将来の課題として合意していたことがやられていたかどうかということで次のステップに進んでいくという形になっているということで、最近はむしろそちらの方が主流になっているということだけ御紹介しておきます。

それから、今、甘枝が申し上げましたけれども、政策借款の評価ということになると、このガイドラインとの関係でいきますと、環境政策とか環境社会配慮の面ということだけで議論できれば我々もそれは歓迎すべきところなのですが、政策全般の評価ということになりますので、例えば我々環境審査室がやっているいわゆる環境アセスメントの世界と全く違う世界になってまいります。その政策の妥当性とか、その政策がどう効果を上げたか、先ほど森林の例が挙げられて、非常にスペシフィックな 이슈としてそういうことがあったのだと思いますし、そのことに対する世銀の姿勢というのは評価されてしかるべきだと思うのですが、政策全般あらゆることに条件をつけている、それをどう評価するか、それをさらにガイドラインとの関係でどこまで見ていくのかというのは、少なくとも私が率いている環境審査室ではとても審査できないなという気がいたしますし、それから、政策そのものの評価というのはそう短い期間でやれることでもないと思いますし、言うは易しの部分があるのではないかなということだけ申し上げておきます。

それから、情報公開のことでいろいろと御意見をいただきましたけれども、情報公開というのは1つの大きなテーマですので、いろいろ個別のイシューで申し上げていきますけれども、情報公開のところできちんと議論していただければいいのではないかなと思います。

原科座長 私、今、環境面に関して政策段階での環境配慮ということに関しておっしゃった点ですごく気になりますので、これは早水委員も御意見がおありでしょうから、一言お願いいたします。

早水委員 戦略アセスの中の政策段階での環境配慮というのは日本国内でもまだ制度化されていませんので、援助に対してこれを必ず義務化すべきだということとはなかなか申し上げにくい点があります。しかしながら、政策段階であっても、その政策が環境に与える影響の定性的な評価というのは可能であるし、政策本体の評価と環境への評価をどう考えるかというのはプロジェクトであっても同じで、プロジェクトがなし得るものと環境への

影響というのは天秤にかけられる場合とかけられない場合があり、とにかくプロジェクトが何をなし得たとしても、環境への影響が非常に重大だった場合には問題があるわけですから、政策についてもその延長で考えれば同じようなことが言えると思うので、できる範囲で何らかの影響を検討する。例えば、この段階で検討できなかつたらプロジェクトに至る段階のどこかで検討してもらいましょうとか、あるいは最初にこういう点に配慮すればいいとか、多分物によっていろいろあると思いますので、全くできないということではないし、環境審査室だからできないということでもないと思いますので、そこは世銀とかADBでも定性的にやられているわけですから、できる範囲でやっていただく方が望ましいと私は思います。

原科座長 私もそのように思います。日本国内は随分おくらせていますけれども、世界はそんなものではありませんで、今、早水委員がおっしゃったような状況だと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、このところは「その他」というところがございますから、それを読んで、もし御意見がおありでしたら、お願いいたします。きょうはここまでは区切りをつけたいと思います。よろしいでしょうか。

福田委員 私から挙げさせていただいているマスタープランプラスF/S云々かんぬんというところは、ちょっと今は議論できないのかなということがありまして、これは協力準備調査についてもうちょっと具体的な話があった後に議論させていただきたいと思います。

原科座長 ほかによろしいですか。御意見がございましたら。

福田委員 NGOの方から提案している内容として、下から2ポツ目のところで、協力準備調査を行うものについてカテゴリ分類をいつ行うのかということがあります。これについても、先ほどの話だと後で議論した方がいいのかなということも思うのですが、これについては行う方向で検討しているというような回答をいただいているので、この点について若干確認したいことがあるのですが、これはどうしましょうか。3番のところが後回しになったので、ここも一たん後回しにした方がよろしいですか。

原科座長 そうですね。3番と関係しますね。もし今すぐレスポンス可能なら、簡単にお願ひしますが、難しければ……

事務局(廿枝) いや、難しくないですよ。もう私はばかの一つ覚えで、先ほどからずっと同じことを言っているのですけれども、我々が一番下のところで申し上げているのも、

協力準備調査が対象としている本体事業のカテゴリ分類については協力準備調査が終わった後に初めてやりますということを上申するつもりはなくて、むしろ、先ほどのE/S借款の議論ではないですけれども、これから協力準備調査を行う前の段階で、本体事業を見越して、これは恐らくカテゴリAだろうなというその時点での仮説としてのカテゴリ分類はちゃんとやって、カテゴリ分類を行うからには、恐らく内部だけではなくて外部にもお知らせするという形になるのかなと思いますが、その上で協力準備調査をやってみて、やはりこれはカテゴリBだったということになるのかもしれませんが、ますますカテゴリAの確信を強めたということになるかもしれません。それで協力準備調査が終わったら、今度はいよいよ本体事業の環境レビューに入っていくということです。だから、そこは我々、本当に、本体事業については、協力準備調査があるがなからうが 協力準備調査をやらない場合だってあるわけですよ。新JICAでは引き続き現行のJBICと同じように、相手国のF/Sに基づいて、協力準備調査はかませずに円借款を供与する場合だってあるわけですが、それにかかわらず、なるべく早い段階でカテゴリ分類を行って、案件概要等について外部に説明して、いろいろな御意見があれば是非いただきたいと、そういうことを考えています。

福田委員 前向きな回答をいただき、ありがとうございます。私もその方向でいいのかなと思います。

2点ほど確認させていただきたいと思うのですが、1点は、カテゴリ分類を公開するタイミングは協力準備調査の意思決定前なのかどうかということが非常に重要なのではないかと思います。

もう1点は、現在のJICAのガイドラインはもう忘れてしまえというふうに甘枝さんは思っているのでしょうか、しかし、現在のJICAのガイドラインでは、意思決定前の情報公開が行われるのはカテゴリAの場合だけなのですね。ここで想定しているのは、カテゴリBやCについても公開するというものかということを確認させてください。というのは、カテゴリBに分類されて、いやAじゃないのというインプットをすることは実は現在のJICAのガイドラインでは不可能になっているのですね。その点について教えていただきたいと思います。

事務局(甘枝) カテゴリ分類、要はスクリーニングのタイミングを、協力準備調査をやるかどうかの意思決定の前に必ず行うかどうかというのは、まだ我々検討中でございます。協力準備調査にもいろいろなものが多分あるでしょうから、そのうちまた御説明する

ことになると思うのですけれども、場合によっては協力準備調査の意思決定と並行してカテゴリ分類というかスクリーニング情報を公開することもあり得るのではないかと、そういう余地を残すべきではないかという感じもしております。

他方で、スクリーニング情報の公開、カテゴリ分類結果については、カテゴリAの場合に限らず、BだろうがCだろうがなるべく早い段階で、まさに福田さんがおっしゃったように、我々の仮説としてはこれはBでしょうといっても、いや実はこういう状況があるのだからAなんじゃないですかというような貴重な御意見をその時点でいただける場合もあるでしょうから、そういったことも考えると、一律にカテゴリAに限ってやるということではないのではないかなと思っています。

福田委員 そのタイミングの件についてはまた協力準備調査についての説明を受けて議論させていただくということになると思うのですが、今想定されているのは、例えば、先ほどお話があったようなものの中で、例えば協力シナリオの形成というようなタイプについては事前には行われぬ可能性もあるとか、そういうことなのですか。具体的に、協力準備調査の実施決定前にはカテゴリ分類できないということが想定されるというのは、どういう場合を考えていらっしゃるのかなというのを、もしこの段階でわかれば、教えてください。

事務局（熊代） 実施前にカテゴリ分類できない場合というのは、1つは今言われたような場合が想定されると思います。個別案件については今まだ検討中ですよと言ったのは、どこで公開するかをまだ決めていないということであって、恐らく物理的には、個別案件の中身がある程度決まった段階でカテゴリ分類というのはその情報でできるのではないかと考えています。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

これも協力準備調査の議論の中でなされるべき議論、あるいは情報公開のときになされるべき議論なのかもしれないのですが、もし新JICAさんとして外部の意見を歓迎するといった意味合いでカテゴリ公開などをなされるのであれば、それは協力準備調査の意思決定前になされるべきではなからうかと。そちらの方が効果的にTORなどの調査設定にも外部の意見を反映することができますし。一たん協力準備調査が始まってしまった後に、外部から、やはりカテゴリAで非常にきめ細かい環境社会影響調査が必要であろうという意見が来たとしても、始まってしまった後では手戻りが生じてしまうということか

ら、意見としては、やはり意思決定前、実施決定前に公開していただきたいと考えています。

原科座長　そういう感じを普通は持ちますね。今のような議論であれば。

事務局（廿枝）　もちろん我々としてもなるべく早い段階でスクリーニング情報を公開したいと考えていますが、ただ、例えばNGOの提言書でいただいている30日間あけるということは、協力準備調査をやるとしたときのTORの中身というのは、あれはあくまでも我々の案なのです。こういうことをやってもらえますかということで御提示して、それに応募されたコンサルタントの方々からプロポーザルを得て、うちだったらもっとこういうことができるけれどもとか、さらにはプロポーザルの評価が終わった後に契約交渉に入るときにまたいろいろなやりとりがあってということで、そもそも契約する過程でTORというのはいろいろ変わってくるわけですし、調査をやっている過程でも、現地に行ってみたらこういう状況が判明したとか、こういう課題が新たに出てきたとかいうことで、TORというのは変わり得るわけです。だから、必ずしも調査を始める前でないと外部の意見の意味がないということではなくて、我々としてはできる範囲でそういったものも、たとえ調査が始まっていたとしても、いただいた意見を、これは非常に重大で深刻だと思えば、当然TORを追加して契約額を増やしてでもやらなければいけないわけです。そういう話と、一方では、これを言うとまた皆さんに白い目で見られるかもしれませんが、やはり迅速化の要請というのがあるわけです。途上国からは首を長くして早くやって欲しいという切実な要請があるわけです。ですから、一日でも早く事業をやって開発効果が出るような形に持っていかなければいけないというのが我々の援助機関としてのもう一方の使命なわけですから、その両者をどうバランスというか、うまくやるかということについては、我々としては、TORの変更とか、そういう柔軟性のある程度確保しつつ、走れるところは走っていききたいということです。

原科座長　満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田）　地球・人間環境フォーラムの満田です。

今お答えいただいたことはごもっともだろうと思うのですが、NGOの提案で30日間という数字は、私たちが思いつきで出してきたというものではございません。お手元に配布した1枚紙ですね、新JICAの環境社会配慮手続というフローチャートを、これは前々回、第7回の有識者委員会で福田委員から説明されたNGOグループの提案の別添1で、その裏に別添2として現行の開発調査におけるフロー図をつけているものです。もち

ろん、現行の開発調査と新しい協力準備調査は違うのだという話もあるのですが、現行の開発調査が始まる前の手続を見ますと、やはりA案件については国際約束を締結する前に、A案件のコメント作成という手続の一環として、30日間の情報公開、パブリックレビューをかけているわけです。もちろん、かけたからといって毎回有意義なコメントが寄せられるかどうかはよくわからないのですが、少なくとも、こういうパブリックレビューにかけることによって、この案件についてはこうすべきだというような外部からの意見を受け付ける余地が出てくることになると思います。もちろん、円借款の迅速化が各方面から要請されていることは私も重々承知していますが、こうしたパブリックレビューをスキップすることが果たして本当に円借款の迅速化につながるのであろうかということは大いに疑問です。といいますのは、後づけで出されれば出されるほど、それを追加するコストは高くなるということですね。実際に調査をやられるコンサルタントの方々も非常に苦勞を強いられることになろうかと思うのです。ですから、TORはいろいろな局面に応じて変わることはあり得ると思うのですが、少なくとも最初の段階でなるべくじっくりと検討されてパブリックレビューを経るとというのが、迅速化ということを考えた上でも得策ではないかと考えています。

以上です。

原科座長 私もおっしゃることはわかります。

福田委員 今の満田さんの意見は私も全くそのとおりだと思います。

それに加えて1点お伺いしたいのですが、カテゴリ分類の30日間公開というのはそんなに難しいことなのかなという疑問があります。先ほどの植嶋さんのお話だと、JICAの意思決定の際には、既にきちんとしたTOR案 案なのかTORの最終版なのかよくわかりませんが をセットした上で意思決定がなされる。ということは、その30日前にはカテゴリ分類ぐらいは済んでいる。じゃないとTORを作成するだけの時間はないだろうという気がするのですが、そこら辺、例えば30日間カテゴリ分類を公開すると規定したところで、それが迅速化に反することになるのかなというのは正直私は疑問に思っています。

事務局(廿枝) まず申し上げたいのは、このお配りいただいた開発調査のフローというのは、今のJICAが技術協力としてやっている開発調査のフローですよ。我々が今申し上げているのは、協力準備調査は協力準備調査で終わらないわけで、協力準備調査に引き続いて、今度は本体の環境レビュー、そこでまた情報公開があるわけです。先ほども

言いましたが、協力準備調査が終わった後にまた改めて協力準備調査結果を踏まえたスクリーニング結果を公表し、さらにはE I Aも公開するとか、そういうことがまたあるわけです。これは開発調査ですから、開発調査が完了するまでの話で、その後に別に本体の審査が引き続いて行われるわけではないという前提の元での30日間のパブリックコメントだと思いますけれども、私どもが今申し上げているのは、協力準備調査を始める前、それから終わった後の本体事業の審査の時点というように、開発調査とは違って情報公開のタイミングが複数あるということです。さらには、我々は30日間のパブリックコメントの期間に限らず、その間に出してもらえれば反映するけれども、それを徒過すれば反映しないなどということではなくて、要は、環境レビューをやって意思決定するまでは我々として何のコミットもしていないわけですから、相手国政府に対していろいろなことが言えるわけです。だから、そこは、ある特定の期間フリーズしてパブリックコメントを得て、その間に出たものは反映するけれども、それ以外については難しいとか、そういう非常に硬直した手続ではなくて、協力準備調査を始める前の段階から、協力準備調査が終わって、さらには本体の環境レビューに入って意思決定するまでの間のあらゆるときにいろいろな形でコメントをいただければ、それは協力準備調査だけではなくて、本体の環境レビューにも反映するし、さらには本体事業にも反映することは十分できるのではないかと思います。

最後にもう1点だけ。先ほど植嶋さんがおっしゃったのは、いわゆる決裁といっても、大きく2段階あるわけですよ。すなわち、協力準備調査についてこれで公示をしていいですかという決裁があるわけです。その段階では、先ほど言いましたように、これはあくまで我々としてコンサルタントの方々に、我々はこの調査のTOR案でやりたいのだけれども、どこか受けていただけませんかと提案するわけです。そのときに決裁をする。それがまさに協力準備調査をやるということの意思決定なわけです。その後に公示をして、コンサルタントの方々からいろいろプロポーザルをいただいて、その後の契約交渉なども踏まえてTORがセットされるわけですね。そこでまた契約を結ぶという決裁をとるわけです。さっき植嶋さんがおっしゃったのは最初の意思決定のところの決裁であって、その段階では、先ほど言いましたように、その後、コンサルタントの方々に、さらには調査を始めて現地に行ってみてからも、あるいは外部の方々からいろいろ御意見をいただいたりして変わり得るようなTOR案だけれども、これを新JICAとして正式に公示する、あるいは申し込みをするということですから、それは組織としての意思決定を必要としている

わけです。

原科座長 時間がオーバーしてしまったので、そろそろと思いますが、どうでしょうか。

福田委員 短くしたいと思います。

廿枝さんの、いつコメントを得られてもそれはできるだけ反映されるべきだというのは一般論としては全くそのとおりで、そういうふうに思っているというのは非常に心強く思うのですが、しかし一方で、新JICAというのは1つの組織であり、その意思決定のタイミングというのはそれなりに重い、その後になれば中で検討された内容を変えることに必要なコストというのは上がり、また外部から問題提起することが難しくなるというのは一般論としてそれはそれとしてありますので、廿枝さんのお心はわかるのですが、いつでも受け付けるので御安心くださいと言われてもちょっと納得できないというのが1点です。

2点目として、今、私がお伺いした、30日間公開することでTORを用意するのだから問題ないですよということについてはちょっとお答えをいただかなかったのかなというのが2点目です。

3点目ですが、協力準備調査はあくまで本体事業の準備のためであるということが強調され過ぎていて、実はこの協力準備調査のためには日本の一般市民の税金が使われているという話がどこかにすっ飛んでいるような気がするのですね。それは何千万とか、もしくは大きかったら億単位になることもあるのかもしれないですが、そういうお金がこの協力準備調査のためには使われるわけですから、本体事業で審査をすれば協力準備調査についてはきちんとしたインプットを得なくてもいいということにはならないと思います。だから、本体事業のためだ、技術協力ではないということと、協力準備調査の透明性なり外部からのインプットを可能にするための仕組みづくりということがどうもリンクして議論されてしまうというのはおかしいのではないかなと思います。

事務局(廿枝) 済みません、最初の御質問はちょっと失念していましたが、先ほど植嶋さんがおっしゃったように、ある程度のTORの概要をもってこういう調査をやることにしたいと思いますが政策との整合性で問題ありませんかということを外務省さんに持っていくわけですが、それから意思決定まで30日間でやることは十分あり得ると思うのです。調査のTORの厚みにもよりますが、だから、必ずしも30日間ぐらいかけても問題ないということにはならないと私は思います。

それから、国民の税金だからと言われると我々もなかなか正面から反論はしにくいので

すが、それはもちろん国民の貴重な税金ですから、我々も無駄に使っているつもりはないのですけれども、ある意味非常に口幅ったいのですけれども、私どもは法律に基づいて、こういう目的を達成するためにこういう仕事をしなさいという負託を受けた組織として、お給料もいただいているわけで、そのお給料だけではなくて、それに必要ないろいろな経費についても予算をつけていただいているわけです。ですから、それだけの負託にこたえているのかどうかという評価は、それはそれとして業績評価ですとか、個別案件の事後評価とか、事前評価とか、あるいは会計検査院とか、我々はいろいろなところで評価なり検査なり監査なりを受けているわけでごさいます、それと、税金を使っているものについてはすべからく公開して第三者の方々からインプットを得るといのは、いろいろな関与の仕方があると思うのですが、一律にすべてをやるのがいいのか、あるいは組織の目的としては効率的かつ迅速・機動的に業務を推進して途上国の期待にこたえる、それが結局は日本の国益に資する、我々への負託に応えることになるわけですから、そこはやはり我々としてはきちんとしたデュープロセスを踏んで、情報公開できるところはなるべく情報公開するということと、その結果としてどのくらい効率性とか迅速性が損なわれる、あるいは保てるのかということについてはバランスをとって考える必要があるのではないかと思います。

原科座長 それでは、そろそろ……、では最後に一言。

清水委員 1つだけ質問なのですけれども、J B I Cさんが現在されている調査の中には、必ずしも公示せず、指名で行っているものもあると思うのですけれども、一方で、先ほどから甘枝さんのお話を伺っていると、公示するからそのときにわかるからいいということだったと思うのですけれども、そうすると、協力準備調査の枠組みでされる調査についてはすべて公示されるということによろしいのでしょうか。

事務局（熊代） ちょっと私限りではなかなか答えにくいのですが、ほとんどそういうプロセスをとりますが、100パーセントかと言われると、ちょっと確認する必要があると思います。ほぼそういう格好になるというのは間違いのないと思いますが。

清水委員 ただ、現在でも環境社会配慮にかかわる重要な調査であっても公開されていないものがあると認識しておりますので、そこに関しては100パーセントと言っていたかないと、この議論の前提が崩れるかなと思います。

原科座長 そこはまた今度やりましょう。わかりました。よろしいですか。またこのことを確認するということで。

それでは、6時も7分、8分過ぎてしまいまして、きょうはちょっと超過しました。この辺で終わりにいたします。

(2) 第10回の議題について

原科座長 次回は8月4日になります。第10回。JICA東京、これはTICですね。幡ヶ谷になります。2時～6時まで。2時～6時まででよろしいですか。ちょっと早目に始めますか。1時半とか。1時半～5時半の方がいいかな。どうでしょう、皆さん。2時～6時でいいですか。特に御意見なければ2時～6時ということにいたします。次回は東京国際センター、TICで行います。

それから、次回の議論の進め方ですが、きょうのような形でやっていきますか。時間がどんどん足りなくなってしまうので、そろそろこれを見ながらという格好にしてよろしいでしょうか。全体像を見ながら、そしてこれを参照にして。

フロアから御意見。どうぞ、田辺さん。

一般参加者(田辺) 進め方についてなのですが、今出ている論点表というのは恐らくNGO提言とそれ以外の方からいただいている意見を合わせたものだと思うのです。これに関して改訂ニーズを我々は感じているからまず第一段階としてここに挙げているので、それを議論しないまま他の論点に行くというのは余り建設的なプロセスではないのかなという意見です。

原科座長 これを議論しないと申しておりません。こちらの全体像を見ながらやらないと、逆に狭くなってしまっておかしな議論になったら困るでしょう。

一般参加者(田辺) 参照するというのであれば全然問題ないのですが。

原科座長 スピードアップを図りたいのでということでもあります。これはもちろん参照します。よろしいですか。

それでは、次回は8月4日。

その先は日程は決まりましたでしょうか。

事務局(渡辺) 今、8月19～21日の間で調整中でございます。

原科座長 20日前後になるようにさっき伺ったのですが、まだ決まらない。ですから、4日の後はその2週間後の19、20、21日のどこか。そうすると8月はそれでおしまいいかな。9月になってしまいますね。だから、8、9月であと5回ぐらいしかできないと

ということになりますので、何かうまい方法を考えないといけませんね。

では、進め方に関してまた次回も少し議論したいと思いますが、今回は論点整理の5番の「環境レビュー」のところに参ります。それから、できれば6番の「モニタリング」、7番の「フォローアップ」ぐらいまで行きたいと思います。そんな感じで進みたいと思います。

それでは、終わります。どうもありがとうございました。

午後6時12分 閉会